

柔道整復療養費の令和6年改定の 基本的な考え方(案)について

柔道整復療養費の令和 6 年改定の基本的な考え方（案）

- I．近年の柔道整復療養費の料金改定について
- II．柔道整復療養費の現状について
- III．令和 6 年改定の基本的な考え方（案）

厚生労働省 保険局医療課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

I .近年の柔道整復療養費の料金改定について

柔道整復療養費の料金改定について（平成30年6月～）

	初回	2回目	3回目以降
施術の内容や部位数 によらないもの	・ 初検料（1,460円） （時間外、夜間、休日の加算あり） ・ 初検時相談支援料（50円）	・ 再検料（320円） → （400円）	
	・ 往療料（1,860円） ・ 往療距離加算（2km毎に800円）		
施術の内容や部位数 によるもの	・ 整復料（骨折） （5,200円～11,500円）	・ 後療料（810円） ※3部位以上は60%逓減の対象	
	・ 固定料（不全骨折） （3,600円～9,200円）	・ 後療料（680円） ※3部位以上は60%逓減の対象	
	・ 整復料（脱臼） （2,300円～9,000円）	・ 後療料（680円） ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は80%逓減の対象	
	・ 施療料（打撲、捻挫） （760円）	・ 後療料（505円） ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は80%逓減の対象	
	・ 冷電法料（85円）、温電法料（75円）、電療料（30円） ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は80%逓減の対象		
	・ 骨折、脱臼、不全骨折の固定のための金属副子等を使用した場合の加算 初回のみ（小型：680円、中型：910円、大型1,030円） → 3回まで（一律：950円）		
	・ 柔道整復運動後療料（骨折、脱臼、不全骨折）【新設】 （0円） → （310円）		
	・ 骨折、脱臼、不全骨折の応急施療を行った後の保険医療機関への文書による患者紹介を行った場合の情報提供料（1,000円）		

柔道整復療養費の料金改定について（令和元年10月～）

	初回	2回目	3回目以降
施術の内容や部位数 によらないもの	・ <u>初検料</u>（1,460円）→（1,520円） （時間外、夜間、休日の加算あり） ・ <u>初検時相談支援料</u>（50円）	・ <u>再検料</u>（400円）→（410円）	
	・ <u>往療料</u>（1,860円） ・ <u>往療距離加算</u>（2km毎に800円）		
施術の内容や部位数 によるもの	・ <u>整復料</u>（骨折） （5,200円～11,500円）→（5,400円～11,700円）	・ <u>後療料</u>（810円）→（820円） ※3部位以上は60%逓減の対象	
	・ <u>固定料</u>（不全骨折） （3,600円～9,200円）→（3,800円～9,400円）	・ <u>後療料</u>（680円）→（690円） ※3部位以上は60%逓減の対象	
	・ <u>整復料</u>（脱臼） （2,300円～9,000円）→（2,500円～9,200円）	・ <u>後療料</u>（680円）→（690円） ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は80%逓減の対象	
	・ <u>施療料</u>（打撲、捻挫） （760円）	・ <u>後療料</u>（505円） ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は80%逓減の対象	
	・ <u>冷電法料</u>（85円）、<u>温電法料</u>（75円）、<u>電療料</u>（30円） ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は80%逓減の対象		
	・ <u>骨折、脱臼、不全骨折の固定のための金属副子等を使用した場合の加算</u> 3回まで（950円）→3回まで（1,000円）		
	・ <u>柔道整復運動後療料</u>（骨折、脱臼、不全骨折） （310円）→（320円）		
	・ 骨折、脱臼、不全骨折の応急施療を行った後の保険医療機関への文書による患者紹介を行った場合の情報提供料（1,000円）		

柔道整復療養費の料金改定について（令和2年6月～）

	初回	2回目	3回目以降
施術の内容や部位数 によらないもの	・ 初検料（1,520円） （時間外、夜間、休日の加算あり） ・ 初検時相談支援料（50円）→（100円）	・ 再検料（410円）	
	・ 往療料（1,860円）→（2,300円）、（4km超2,700円） ・ 往療距離加算（2km毎に800円）→往療料に振り替えて包括化		
施術の内容や部位数 によるもの	・ 整復料（骨折） （5,400円～11,700円）→（5,500円～11,800円）	・ 後療料(820円)→（850円） ※3部位以上は60%逓減の対象	
	・ 固定料（不全骨折） （3,800円～9,400円）→（3,900円～9,500円）	・ 後療料（690円）→（720円） ※3部位以上は60%逓減の対象	
	・ 整復料（脱臼） （2,500円～9,200円）→（2,600円～9,300円）	・ 後療料（690円）→（720円） ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は80%逓減の対象	
	・ 施療料（打撲、捻挫） （760円）	・ 後療料（505円） ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は80%逓減の対象	
	・ 冷電法料（85円）、温電法料（75円）、電療料（30円） ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は80%逓減の対象		
	・ 骨折、脱臼、不全骨折の固定のための金属副子等を使用した場合の加算 3回まで（1,000円）		
	・ 柔道整復運動後療料（骨折、脱臼、不全骨折） （320円）		
	・ 骨折、脱臼、不全骨折の応急施療を行った後の保険医療機関への文書による患者紹介を行った場合の情報提供料（1,000円）		

柔道整復療養費の料金改定について（令和4年6月～）

	初回	2回目	3回目以降
施術の内容や部位数 によらないもの	・ 初検料（1,520円） （時間外、夜間、休日の加算あり） ・ 初検時相談支援料（100円）	・ 再検料（410円）	
	・ 往療料（2,300円）、（4km超2,700円）→（4km超2,550円）		
	・ 明細書発行体制加算（新設）（0円）→（13円） ※明細書を無償で患者に交付した場合、同月内に1回のみ算定		
	※ 令和4年10月から		
施術の内容や部位数 によるもの	・ 整復料（骨折） （5,500円～11,800円）	・ 後療料（850円） ※3部位以上は60%逓減の対象	
	・ 固定料（不全骨折） （3,900円～9,500円）	・ 後療料（720円） ※3部位以上は60%逓減の対象	
	・ 整復料（脱臼） （2,600円～9,300円）	・ 後療料（720円） ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は80%逓減の対象	
	・ 施療料（打撲、捻挫） （760円）	・ 後療料（505円） ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は80%逓減の対象	
	・ 冷電法料（85円）、温電法料（75円）、電療料（30円） ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は80%逓減の対象		
	・ 骨折、脱臼、不全骨折の固定のための金属副子等を使用した場合の加算 3回まで（1,000円）		
	・ 柔道整復運動後療料（骨折、脱臼、不全骨折） （320円）		
	・ 骨折、脱臼、不全骨折の応急施療を行った後の保険医療機関への文書による患者紹介を行った場合の情報提供料（1,000円）		

Ⅱ. 柔道整復療養費の現状について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

柔道整復療養費の推移

- 柔道整復療養費については、令和3年度は2,867億円、対前年度伸び率1.3%となっている。
- 一方、療養費の全体額は平成24年度から減少に転じており、以降令和2年度までの対前年度伸び率は△約1%～△約10%程度のあいだで推移している。

※令和2年度の療養費の大幅な減少については、コロナ禍における患者数の減少等も要因の一つと考えられる。

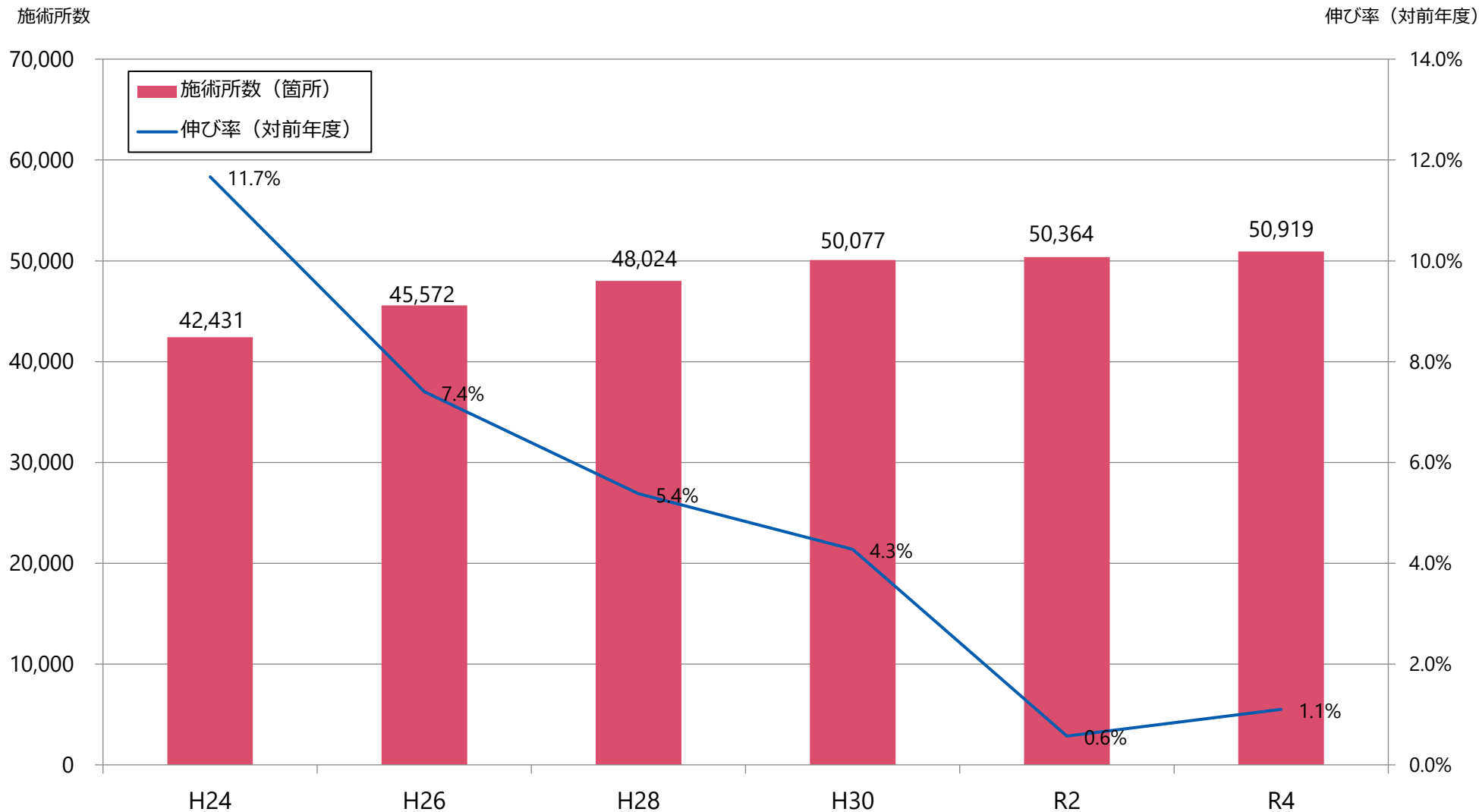
(金額：億円)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国民医療費	400,610	408,071	423,644	421,381	430,710	433,949	443,895	429,665	450,359
対前年度伸び率	2.2%	1.9%	3.8%	-0.5%	2.2%	0.8%	2.3%	-3.2%	4.8%
柔道整復	3,855	3,825	3,789	3,636	3,437	3,278	3,178	2,831	2,867
対前年度伸び率	-3.2%	-0.8%	-0.9%	-4.0%	-5.5%	-4.6%	-3.0%	-10.9%	1.3%
はり・きゆう	365	380	394	407	411	411	437	415	442
対前年度伸び率	1.8%	4.3%	3.6%	3.4%	1.1%	-0.1%	6.2%	-4.9%	6.5%
マッサージ	637	670	700	707	727	733	750	631	655
対前年度伸び率	4.5%	5.2%	4.4%	1.0%	2.7%	0.8%	2.4%	-15.8%	3.7%
治療用装具	405	421	425	438	443	452	455	435	460
対前年度伸び率	-0.4%	4.0%	1.1%	3.0%	1.2%	2.0%	0.7%	-4.5%	5.9%

(注) 保険局調査課とりまとめの推計

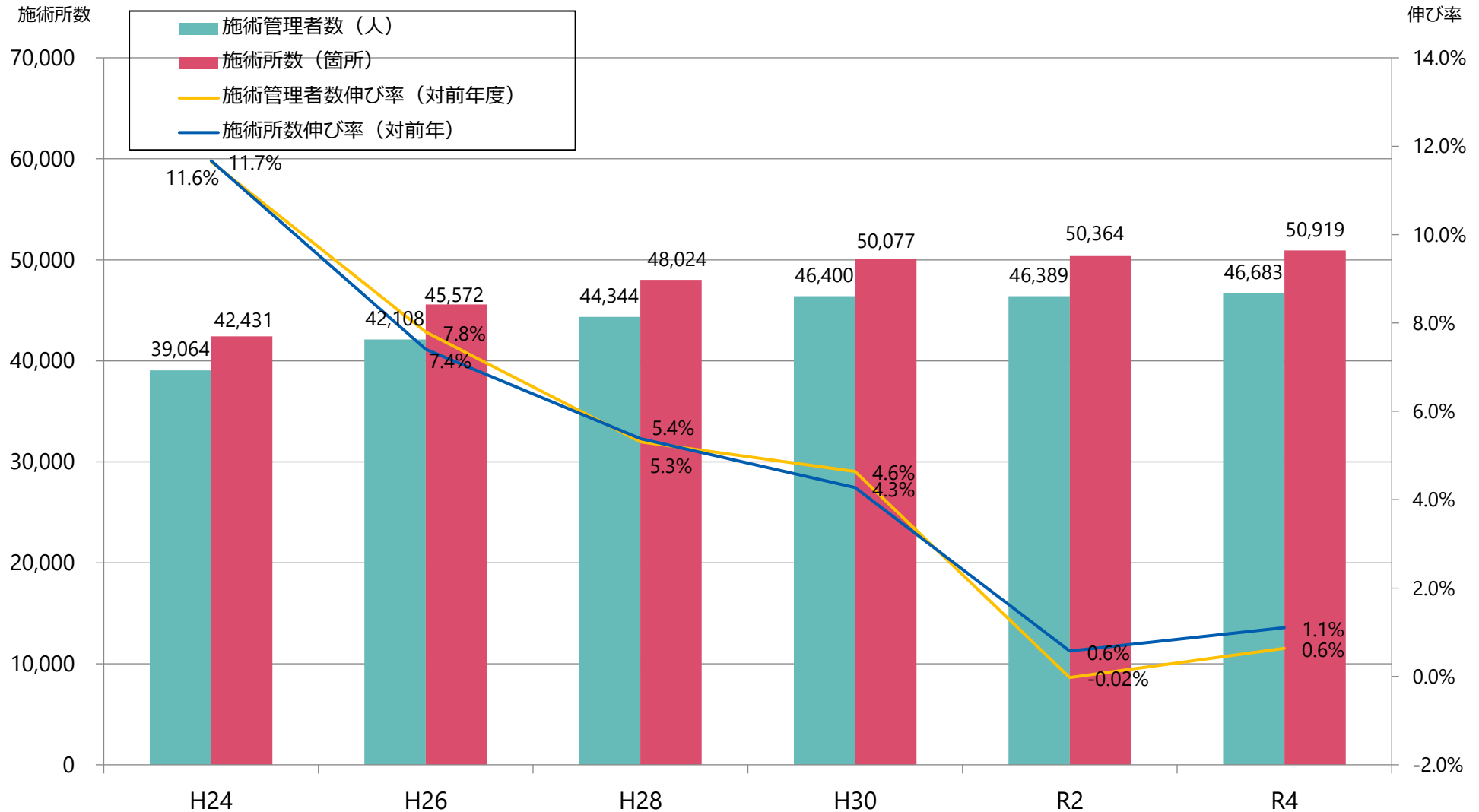
柔道整復師の施術所数の推移

○柔整施術所数の増加傾向は継続しているが、その伸び率は鈍化している。
なお、令和4年の登録施術所数は、50,919か所となっている。



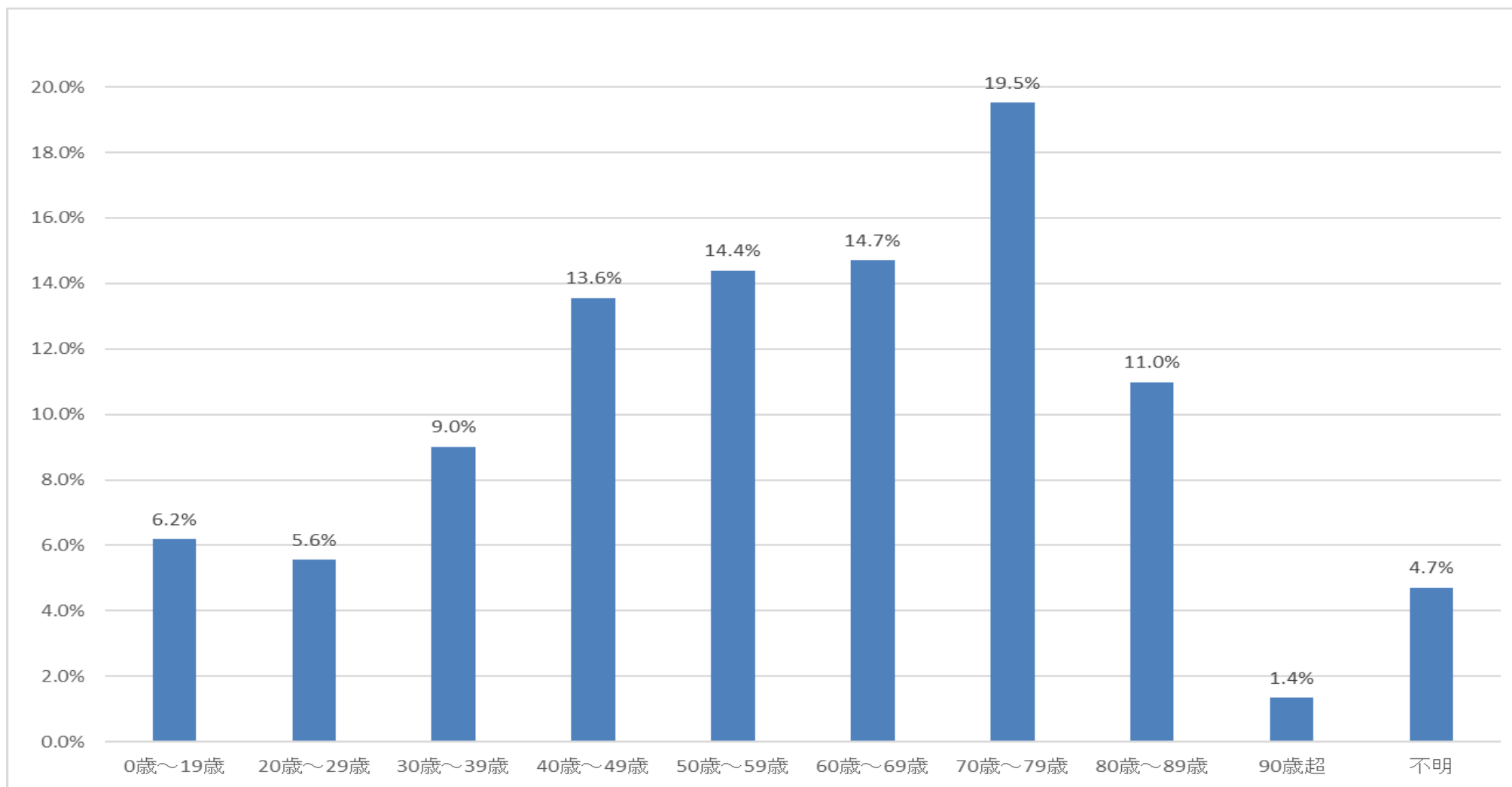
柔道整復師の施術所数及び受領委任施術所数の推移

- 柔整施術所数及び受領委任施術所数の増加傾向は継続しているが、その伸び率は鈍化している。
 なお、令和4年の登録施術所数は50,919か所、受領委任施術所数は46,683か所となっている。



柔道整復療養費の受療者の年齢分布割合

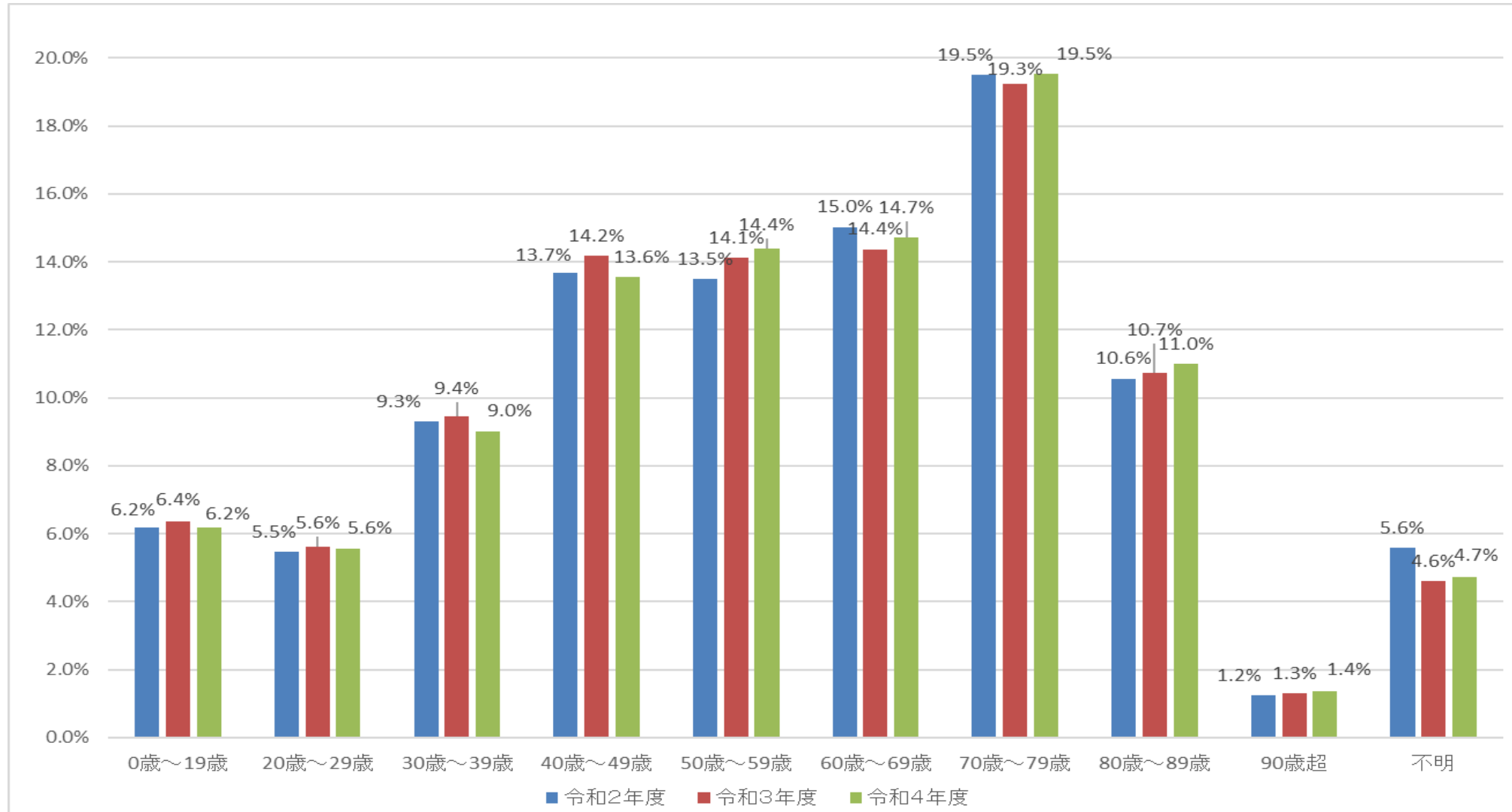
- 柔道整復療養費の患者の年齢分布は、70歳～79歳の患者割合が最も高く、他の年齢分布からの増加幅と比べ大きな増加幅となり、80歳～89歳以降で大きく減少している。



※ 以下の抽出率にしたがい抽出した柔道整復療養費支給申請書（令和4年10月分）を基に分析
・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/30 ・ 国民健康保険 1/60 ・ 後期高齢者医療制度 1/50

柔道整復療養費の受療者の年齢分布割合（過去3カ年の対比）

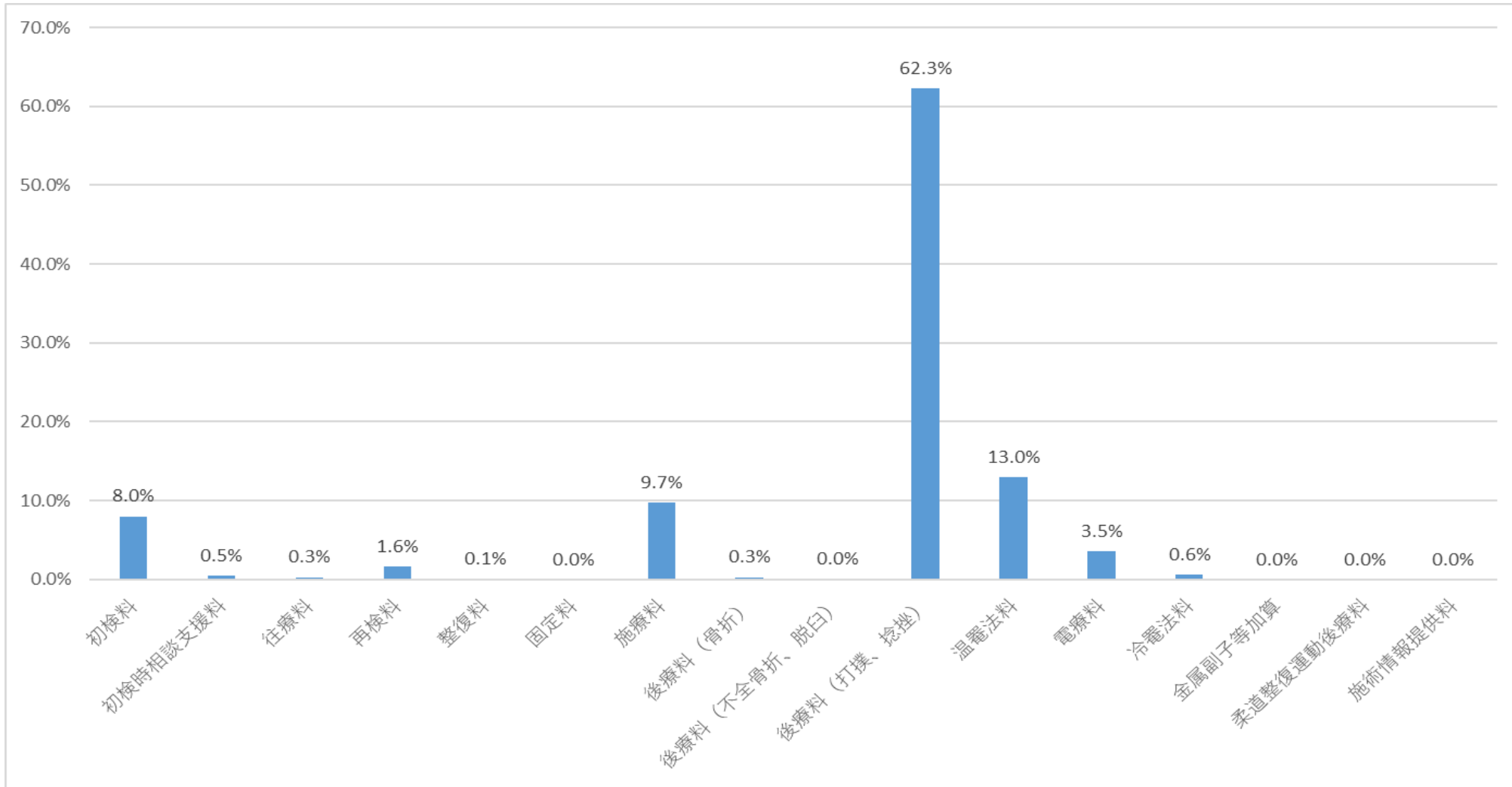
- 柔道整復療養費の患者の年齢分布の過去3年間の推移も、70歳～79歳の患者割合が最も高く、他の年齢分布からの増加幅と比べ大きな増加幅となり、80歳～89歳以降で大きく減少する傾向は変わらない。



※ 以下の抽出率にしたがい抽出した柔道整復療養費支給申請書（令和2年～令和4年の10月分）を基に分析
・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/30 ・ 国民健康保険 1/60 ・ 後期高齢者医療制度 1/50

柔道整復療養費の算定構造の割合

○ 柔道整復療養費の内訳は、後療料（打撲及び捻挫）の割合が高くなっている。

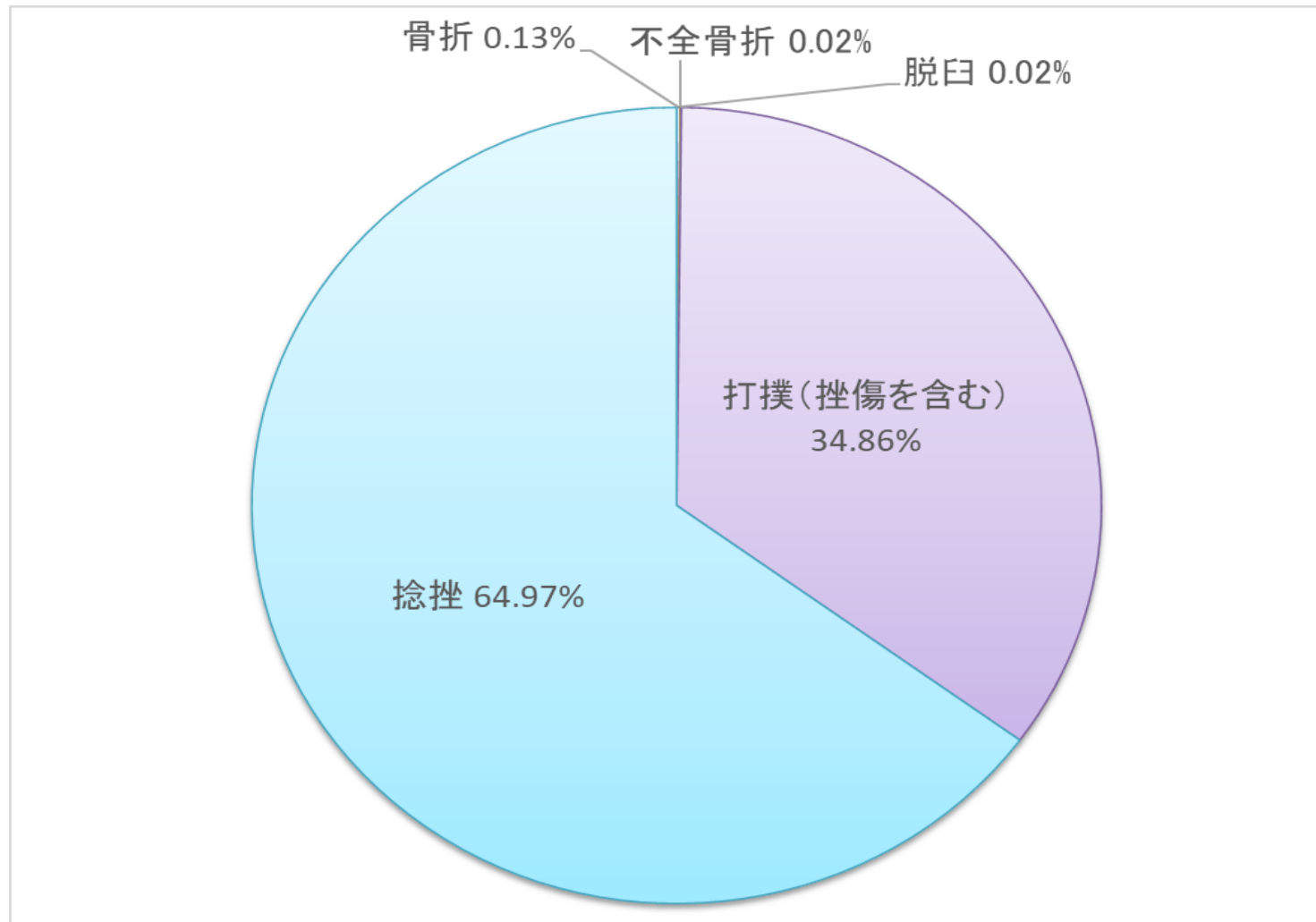


※ 以下の抽出率にしたがい抽出した柔道整復療養費支給申請書（令和4年10月分）を基に分析

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/30
- ・ 国民健康保険 1/60
- ・ 後期高齢者医療制度 1/50

柔道整復療養費の傷病名別の患者割合

- 柔道整復療養費の傷病名の99%以上は、捻挫及び打撲（挫傷を含む）である。



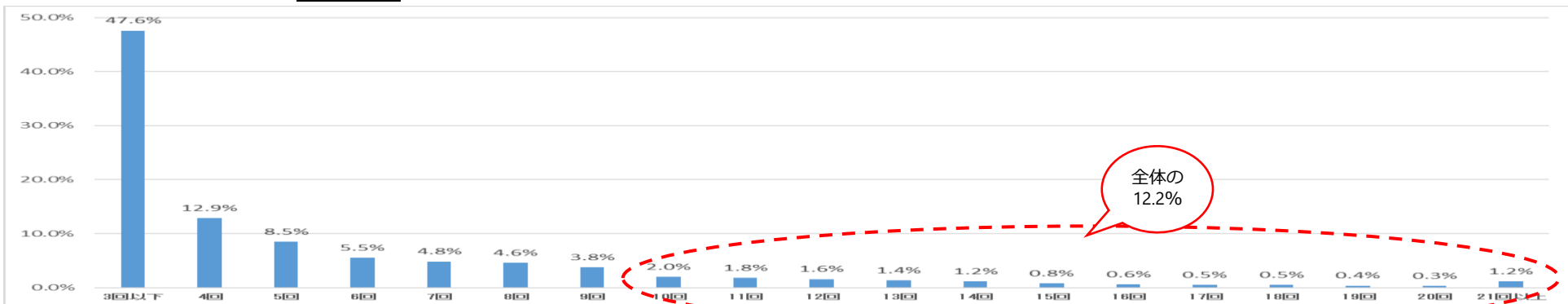
※ 以下の抽出率にしたがい抽出した柔道整復療養費支給申請書（令和4年10月分）を基に分析

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/30
- ・ 国民健康保険 1/60
- ・ 後期高齢者医療制度 1/50

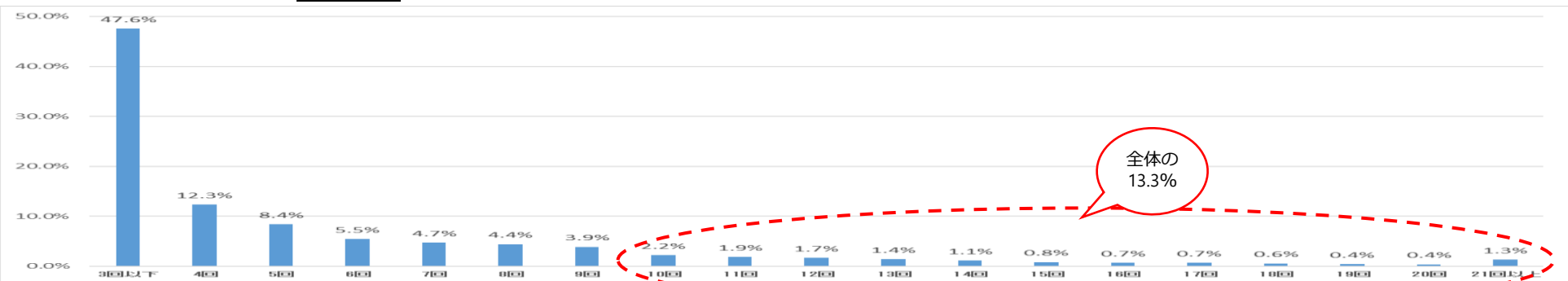
柔道整復療養費の1か月あたり施術回数別の患者割合

○ 3 回以下の施術が全体の約半分弱で、4 回目から大きく減少し回数が増える毎に逡減している。
 なお、10 回以上の施術は、全体の約 1 割強となっている。

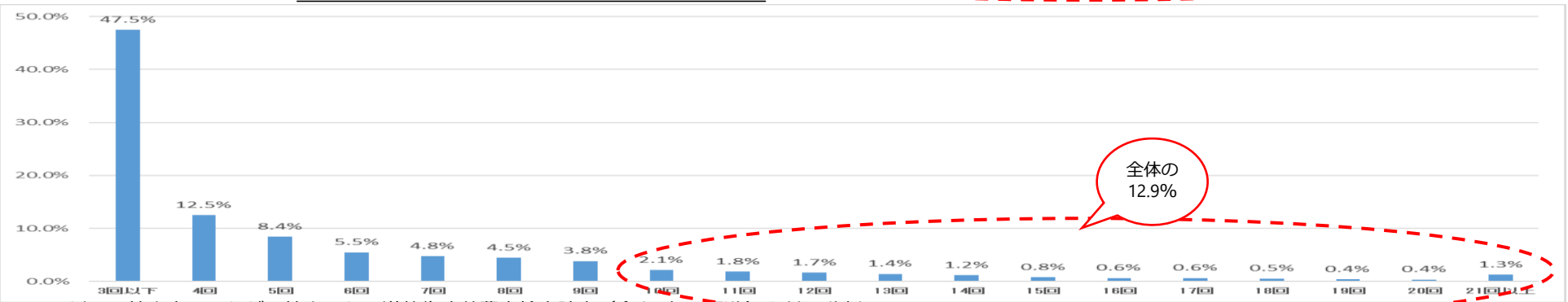
支給月における後療回数（打撲）



支給月における後療回数（捻挫）



支給月における後療回数（骨折、不全骨折、脱臼、打撲、捻挫）



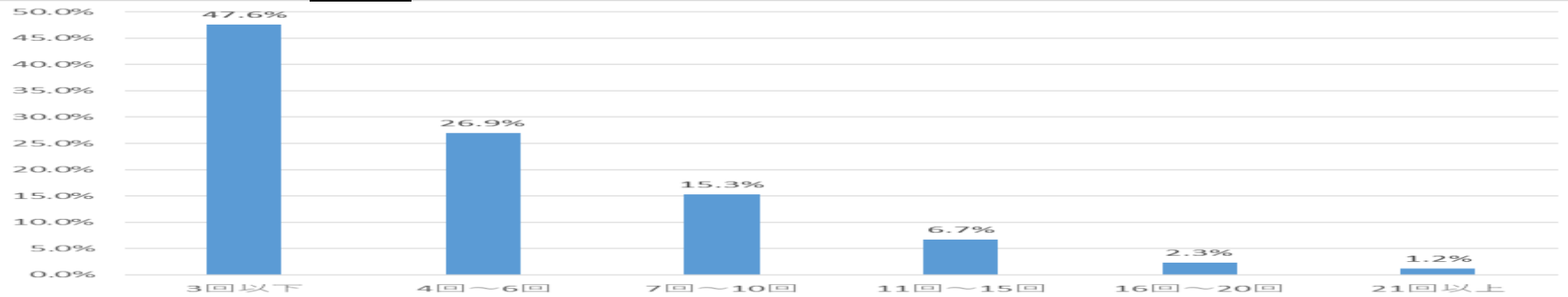
※ 以下の抽出率にしたがい抽出した柔道整復療養費支給申請書（令和4年10月分）を基に分析

・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/30 ・ 国民健康保険 1/60 ・ 後期高齢者医療制度 1/50

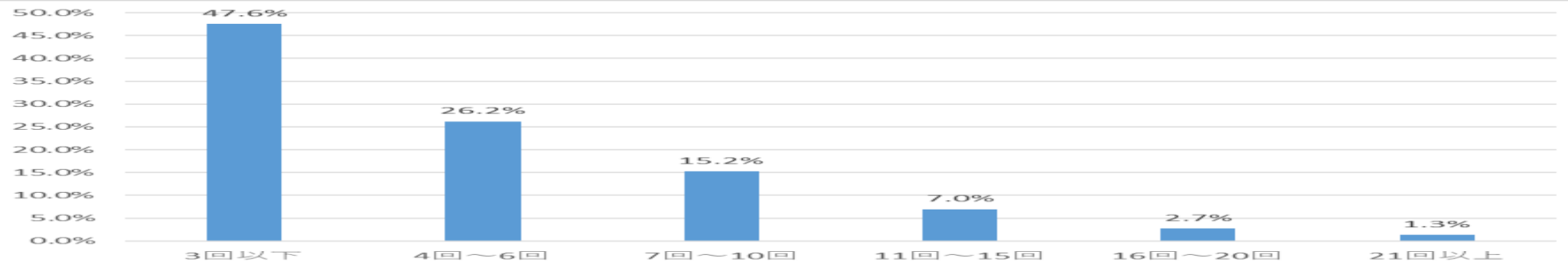
柔道整復療養費の1か月あたり施術回数別の患者割合

○1月あたり10回以下の施術は、全体の約9割で、11回以上の施術は約1割となる。

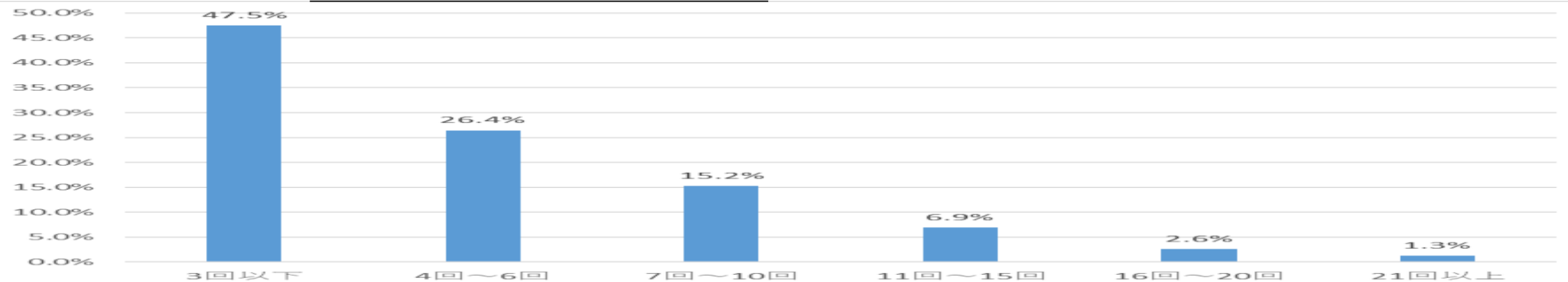
支給月における後療回数（打撲）



支給月における後療回数（捻挫）



支給月における後療回数（骨折、不全骨折、脱臼、打撲、捻挫）



※ 以下の抽出率にしたがい抽出した柔道整復療養費支給申請書（令和4年10月分）を基に分析
・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/30 ・ 国民健康保険 1/60 ・ 後期高齢者医療制度 1/50

過去の療養費料金改定の改定率について

療養費				〔参考〕診療報酬（医科）	
改定年月	柔道整復	あん摩マッサージ	はり・きゅう	改定年月	医科
平成26年4月	(消費税率引上げに伴う改定 0.68%)	(消費税率引上げに伴う改定 0.68%)	(消費税率引上げに伴う改定 0.68%)	平成26年4月	(消費税率引上げに伴う改定 本体+薬価 1.36%)
平成28年10月	0.28%	0.28%	0.28%	平成28年4月	0.56%
平成30年6月	0.32%	0.32%	0.32%	平成30年4月	0.63%
令和元年10月	(消費税率引上げに伴う改定 0.44%)	(消費税率引上げに伴う改定 0.44%)	(消費税率引上げに伴う改定 0.44%)	令和元年10月	(消費税率引上げに伴う改定 本体+薬価 0.88%)
令和2年6月	0.27%	令和2年12月に改定 0.27%	令和2年12月に改定 0.27%	令和2年4月	0.53%
令和4年6月	0.13%	0.13%	0.13%	令和4年4月	0.26%

◆診療報酬・薬価等改定

令和6年度診療報酬・薬価等改定は、医療費の伸び、物価・賃金の動向、医療機関等の収支や経営状況、保険料などの国民負担、保険財政や国の財政に係る状況を踏まえ、以下のとおりとする。（（１）については令和6年6月施行、（２）については令和6年4月施行（ただし、材料価格は令和6年6月施行））

（１）診療報酬 + 0.88%

※ 1 うち、※ 2～4を除く改定分 + 0.46%

各科改定率 医科 + 0.52%

歯科 + 0.57%

調剤 + 0.16%

40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所等で従事する者の賃上げに資する措置分（+0.28%程度）を含む。

※ 2 うち、看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種（上記※ 1を除く）について、令和6年度にベア+2.5%、令和7年度にベア+2.0%を実施していくための特例的な対応 +0.61%

※ 3 うち、入院時の食費基準額の引き上げ（1食当たり30円）の対応（うち、患者負担については、原則、1食当たり30円、低所得者については、所得区分等に応じて10～20円） +0.06%

※ 4 うち、生活習慣病を中心とした管理料、処方箋料等の再編等の効率化・適正化 ▲0.25%

（２）薬価等

① 薬価 ▲0.97%

② 材料価格 ▲0.02%

合計 ▲1.00%

※ イノベーションの更なる評価等として、革新的新薬の薬価維持、有用性系評価の充実等への対応を含む。

※ 急激な原材料費の高騰、後発医薬品等の安定的な供給確保への対応として、不採算品再算定に係る特例的な対応を含む。
（対象：約2,000品目程度）

※ イノベーションの更なる評価等を行うため、後述の長期収載品の保険給付の在り方の見直しを行う。

厚生(支)局	①集団指導(人)			②個別指導(件)			③監査(件)			④中止等(件)			(参考) 情報提供		
	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3
北海道	79	55	67	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	18	15
東北	152	87	190	5	5	6	0	0	3	0	0	3	36	28	34
関東信越	924	1,616	1,247	6	3	6	5	4	3	1	3	1	200	125	143
東海北陸	285	292	230	8	5	4	0	1	0	0	0	1	43	39	51
近畿	370	647	481	13	6	8	4	0	3	4	5	3	157	39	14
中国四国	144	161	127	3	2	2	0	0	0	0	0	0	10	8	18
四国	95	58	47	4	0	0	0	1	0	0	1	0	11	8	10
九州	448	498	451	7	1	6	1	1	4	0	0	1	69	37	51
計	2,497	3,414	2,840	46	22	32	10	7	13	5	9	9	549	302	336

※ 「①集団指導」の数値は対象とした柔道整復師の人数、「②個別指導」及び「③監査」の数値は実施した個別指導及び監査の件数

※ 「④中止等」の数値は中止及び中止相当とした件数の合計

Ⅲ. 令和 6 年改定の基本的な考え方（案）

1. 明細書交付義務化対象の拡大等について
2. 患者ごとに償還払いに変更できる事例の追加について

Ⅲ.令和 6 年改定の基本的な考え方（案）について

第24回柔道整復療養費検討専門委員会における令和4年度柔道整復療養費改定（案）議論において、以下については、令和6年度改定において検討を行うこととしており、当該事項を踏まえた基本的な考え方（案）について検討することとする。

1. 明細書交付義務化対象の拡大等について

- 令和4年度に、施術所のレセコン導入状況、導入しない理由、職員数、明細書交付頻度、交付業務負担等を調査する。
- 令和6年度改定において、調査結果や改定財源を踏まえ、明細書発行体制加算の算定回数、額及び明細書の義務化の対象拡大、交付回数について検討し結論を得る。
- 併せて、その検討状況等を踏まえ、令和6年度改定において、保険者による受領委任払いの終了手続きを含めた取扱い（保険者単位の償還払いへの変更）についても検討し結論を得る。

2. 患者ごとに償還払いに変更できる事例の追加について

- 「患者ごとに償還払いに変更できる事例」における「非常に長期にわたり、かつ、非常に頻度が高い施術を受けている患者」の取扱いについて、引き続き、長期施術・頻回施術等のデータ分析を行い、データや「患者ごとに償還払いに変更できる事例」の施行状況等を踏まえ、令和6年改定において検討する。

○ 柔整療養費の改定率 +0.13% （診療報酬改定における医科の改定率+0.26%等を踏まえ、政府において決定）

（1）明細書発行体制加算の創設

- ・ 施術内容の透明化や患者への情報提供を推進するとともに、業界の健全な発展を図る観点から、患者から一部負担金を受けるときは、施術に要する費用に係る明細書を患者に交付することを義務化した上で、施術所の負担を軽減し、明細書の発行を推進するため、明細書発行体制加算を創設する。

■ 明細書発行体制加算 明細書を無償で患者に交付した場合 13円（新設）

- ・ 同月内においては1回のみ算定できること。
- ・ 患者から発行を求められた場合に明細書を交付（有償可）する施術所ではなく、患者から一部負担金を受けるときは明細書を無償で交付する施術所であること。
- ・ 明細書を無償で交付する旨を施術所内に掲示すること。
- ・ 明細書を無償で交付する施術所である旨を予め地方厚生（支）局長に届け出ること。

- ・ 明細書に記載すべき内容は、現行の通知※で定められている内容とする。

※「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」（平成22年5月24日保医発0524第3号）において、「この明細書については、一部負担金等の費用の算定の基礎となった項目ごとに明細が記載されているものとし、具体的には、療養費の算定項目が分かるものであること。なお、明細書の様式は別紙様式2を標準とするものであるが、このほか、療養費の支給申請書の様式を活用し、明細書としての発行年月日等の必要な情報を付した上で発行した場合にも、明細書が発行されたものとして取り扱うものとする。」とされている。

- ・ 医科診療所における明細書の取扱いを踏まえ、以下のとおり、施術所ごとの対応を定める。

- (1) 明細書発行機能があるレセコン※を使用している施術所であって、常勤職員3人以上である施術所は、患者から一部負担金を受けるときは、正当な理由（患者本人から不要の申し出があった場合）がない限り、明細書を無償で患者に交付しなければならないこととする。

※ 療養費支給申請書等の作成等を行うためのコンピュータソフトウェア

※ 「常勤職員」とは、原則として各施術所で作成する就業規則において定められた勤務時間の全てを勤務する者をいう。（外来における常勤医師の要件と同様）

- (2) (1)以外の施術所は、従前どおり、患者から明細書の発行を求められた場合には、明細書を患者に交付（有償可）しなければならないこととする。

- ・ 「領収証兼明細書」の標準様式を定めることとし、領収証に一部負担金等の費用の算定の基礎となった項目ごとに明細が記載（療養費の算定項目が分かるもの）されている場合は、明細書が発行されたものとして取扱い、別に明細書を発行する必要はないこととする。

- ・ 明細書発行機能があるレセコンを使用している施術所においても、以下のように、レセコンを使用せずに明細書を発行することも可能である。

- (1) 明細書をレジスターで印刷して、明細書に記載すべき内容として不足する箇所は手書きで記入する。

- ・ 一部負担金等を徴収する項目のみ表示すればよいこととする（徴収しない項目の表示は省略してよい）。

- (2) 「領収証兼明細書」の標準様式を予め印刷しておき、該当箇所に金額等を手書きで記入する。

- (3) 「領収証兼明細書」の標準様式をパソコン等で予め作成しておき、該当箇所に金額等を入力して、印刷する。

- ・ 明細書について、一部負担金の支払いを受けるごとに発行することとする。ただし、明細書発行体制加算の算定は同月内に1回のみに限られるものであり、施術所の負担に配慮して、患者の求めに応じて明細書を1か月単位でまとめて患者に交付することも差し支えないこととし、この場合は、施術日ごとの明細が記載されている明細書（施術日ごとの療養費の算定項目が分かるもの）である必要があることとする。
 - ※ 「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成22年5月24日保発0524第2号）において、「患者から一部負担金の支払を受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付する」とされているが、「柔道整復療養費に係る疑義解釈資料の送付について（その1）」（平成22年6月30日事務連絡）において、「窓口で一部負担金を受け取るごとに発行するのが原則であるが、患者の求めに応じて1ヶ月単位等まとめて発行することも差し支えない。ただし、領収証発行の趣旨を踏まえ、施術日ごとの一部負担金がわかるようにするのが望ましい。」とされている。
 - ・ 公費負担医療の対象である患者等、一部負担金の支払いがない患者（当該患者の医療費が全額公費によるものを除く）についても、明細書を交付することとする。
 - ・ 医科の明細書の取扱いを踏まえ、患者への周知やプライバシーへの配慮の観点から、以下のように、施術所内の掲示等を行うこととする。
 - (1) 患者から一部負担金を受けるときは明細書を無償で交付する施術所（明細書発行機能があるレセコンを使用している施術所であって、常勤職員3人以上である施術所。これに該当しなくても、施術所の判断により、明細書を無償で交付することとする施術所もあり得る）は、明細書を発行する旨を施術所内に掲示する等により明示するとともに、会計窓口にて「明細書は、施術内容に関する情報が記載されるものです。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口までお申し出ください。」と掲示すること等を通じて、患者の意向を的確に確認できるようにすることとする。また、当該施術所は地方厚生（支）局長に届出を行うこととする。施術所内掲示の参考様式を定める。
 - (2) 患者から発行を求められた場合に明細書を交付（有償可）する施術所（(1)以外の施術所）は、希望する患者には明細書を発行する旨（明細書発行の手続き、費用徴収の有無、費用徴収を行う場合の金額等を含む。）を施術所内に掲示する等により明示することとする。施術所内掲示の参考様式を定める。
 - ・ 明細書の義務化、明細書発行体制加算の算定について、該当施術所のレセコン改修等の準備、地方厚生（支）局長への届出、厚生労働省ホームページでの周知等の期間を踏まえ、令和4年10月に施行することとする。
- ※ 患者が施術所の窓口で支払う一部負担金は10円未満の四捨五入とする取扱いとなっており、支給申請書に記載する一部負担金と差が生じることにについて、周知する。
- ※ 「柔整療養費の被保険者等への照会について」（平成30年5月24日事務連絡）を改正し、患者照会において、明細書の提出を求め、明細書の提出がないことのみをもって不支給決定をすることは適切ではないこと等を周知する（現行の領収証と同様の取扱い）。

- 令和4年度に、施術所のレセコン導入状況、導入しない理由、職員数、明細書交付頻度、交付業務負担等を調査する。
- 令和6年度改定において、調査結果や改定財源を踏まえ、明細書発行体制加算の算定回数、額及び明細書の義務化の対象拡大、交付回数について検討し結論を得る。
- 併せて、その検討状況等を踏まえ、令和6年度改定において、保険者による受領委任払いの終了手続きを含めた取扱い（保険者単位の償還払いへの変更）についても検討し結論を得る。

（2）往療料の距離加算の減額

- ・ 往療料の距離加算について減額し、明細書発行体制加算に振り替える。

■ 往療料 2,300円 、 4km超の場合 2,550円（現行：往療料 2,300円 、 4km超の場合 2,700円）

※ 「患者ごとに償還払いに変更できる事例」における「非常に長期にわたり、かつ、非常に頻度が高い施術を受けている患者」の取扱いについて、引き続き、長期施術・頻回施術等のデータ分析を行い、データや「患者ごとに償還払いに変更できる事例」の施行状況等を踏まえ、令和6年改定において検討する。

- これまで、療養費を施術管理者に確実に支払うため、公的な関与の下に請求・審査・支払いが行われる仕組みとともに、オンライン請求の導入について検討を進めてきた。
- その中で、オンライン請求の実現には一定の時間がかかると考えられることから、それまでの間の「療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組み」についても検討を行うべき、との意見があった。
- これらの意見を踏まえ、オンライン請求導入までの間の「療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組み」について、以下のとおり検討を進めることとしてはどうか。

1. 現状の課題(令和3年8月6日 柔整療養費検討専門委員会資料より抜粋)

- ・ 受領委任の取扱規程に基づく療養費の請求は、各施術管理者から各保険者に対して行う必要があることから、請求ルートが多数かつ複雑になっている。そのため、施術管理者の中には、当該請求事務を請求代行業者に行わせているケースがある。請求代行業者による不正事例により、療養費が施術管理者に支払われないことがある。
- ・ 施術管理者は、受領委任規程に基づき、地方厚生(支)局長と都道府県知事の指導・監査等に応じなければならない。一方、請求代行業者は受領委任規程の当事者ではないため、地方厚生(支)局長などによる指導・監査等のチェック機能がはたらかない。

2. 対応策として考えられるもの(案)〔具体的には次ページ〕

- (1) 施術管理者が外部委託できない業務を明確化
- (2) 施術管理者が請求代行業務を委託する団体を厚生労働省に事前登録された団体に限定

(参考)これまでの専門委員会における主な意見

- ・ オンライン請求の実現には一定の時間がかかると考えられることから、現状で、申請書の返戻や支払を保険者から施術管理者に行うことを考える必要。
- ・ 請求代行業者は受領委任規程の当事者でなく、厚生局等の指導・監査のチェックが働かないので、請求代行業者を厚生局に登録する仕組みを作ったかどうか。
- ・ 復委任団体も現行の取扱規程に則っている。現状の問題の議論と未来に向けた電子化の議論は分けて整理する必要。

3. 今後の検討の進め方(案)

- ・ 本日の専門委員会での議論を踏まえ、関係者において調整を行い、改めて専門委員会で検討する。

Ⅲ. 令和 6 年改定の基本的な考え方（案）

1. 明細書交付義務化対象の拡大等について

2. 患者ごとに償還払いに変更できる事例の追加について

Ⅲ.令和 6 年改定の基本的な考え方（案）について

1. 明細書交付義務化対象の拡大等について

- ◆ 令和4年度に、施術所のレセコン導入状況、導入しない理由、職員数、明細書交付頻度、交付業務負担等を調査する。
- ◆ 令和6年度改定において、調査結果や改定財源を踏まえ、明細書発行体制加算の算定回数、額及び明細書の義務化の対象拡大、交付回数について検討し結論を得る。
- ◆ 併せて、その検討状況等を踏まえ、令和6年度改定において、保険者による受領委任払いの終了手続きを含めた取扱い（保険者単位の償還払いへの変更）についても検討し結論を得る。

柔道整復師の施術に係る療養費について（平22.5.24 保医発0524 3）抄

2 領収証及び明細書の交付について

（1）略

（2）明細書の交付について

① 明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員が3人以上である施術所

ア 明細書の無償交付

令和4年10月1日以降の施術分から、明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員が3人以上である施術所においては、患者から柔道整復師の施術に係る療養費の一部負担金等の費用の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、明細書を無償で交付しなければならないこと。

イ 明細書の記載内容、交付頻度、様式

明細書については、一部負担金等の費用の算定の基礎となった項目ごとに明細が記載されているものとし、具体的には、療養費の算定項目が分かるものであること。

また、明細書は、患者から一部負担金等の費用の支払いを受けるごとに交付することが原則であること。ただし、患者の求めに応じて1ヶ月単位でまとめて交付することも差し支えないこととし、この場合は、施術日ごとの明細が記載されている明細書（施術日ごとの療養費の算定項目が分かるもの）である必要があること。

なお、明細書の様式は、一部負担金等の費用の支払いを受けるごとに交付する場合は別紙様式2又は別紙様式3を標準とし、患者の求めに応じて1ヶ月単位でまとめて交付する場合は別紙様式4を標準とするものである。

このほか、療養費の支給申請書の様式を活用し、明細書としての発行年月日等の必要な情報を付した上で交付した場合、レセプトコンピュータを使用せず、明細書をレジスターで印刷して、明細書として必要な情報を手書きで記入した上で交付した場合、明細書の様式をあらかじめ印刷しておき、金額等を手書きで記入した上で交付した場合、明細書の様式をパソコン等であらかじめ作成しておき、金額等を入力して印刷した上で交付した場合にも、明細書が交付されたものとして取り扱うものとする。

ウ 施術所内の掲示

患者への周知やプライバシーへの配慮の観点から、明細書を交付する旨を施術所内に掲示する等により明示するとともに、会計窓口「明細書は、施術内容に関する情報が記載されるものです。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口までお申し出ください。」と掲示すること等を通じて、患者の意向を的確に確認できるようにすること。施術所内の掲示は別紙様式5を参考とすること。

エ 地方厚生（支）局長への届出

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」（平成9年4月17日付け保医発第57号厚生省保険局医療課長通知）の別紙の第5の4の（9）のアに基づき、明細書発行体制加算を算定する月の前月末日までに、同通知の別紙様式3により、施術所の所在地の地方厚生（支）局長に届出を行うこと。

オ 保険者等への情報提供

厚生労働省においては、エの届出に基づき、届出が行われた日の属する月の翌月10日頃までに、明細書を無償で交付する施術所名、届出日、所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号を厚生労働省のホームページに掲載する。②～③略

Ⅲ. 令和 6 年改定の基本的な考え方（案）について

1. 明細書交付義務化対象の拡大等について

受領委任協定（通知）抄

（領収証及び明細書の交付）

20 丁は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付すること。

また、明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員（柔道整復師に限らず、事務職員等も含む。）が3人以上である施術所においては、丁は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付すること。これに該当しない施術所においては、丁は、患者から求められたときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付すること。

受領委任取扱規程（通知）抄

（領収証及び明細書の交付）

20 施術管理者は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付すること。

また、明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員（柔道整復師に限らず、事務職員等も含む。）が3人以上である施術所においては、施術管理者は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付すること。これに該当しない施術所においては、施術管理者は、患者から求められたときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付すること。

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準（通知）抄

患者から一部負担金の支払いを受けるときは明細書を無償で交付する施術所である旨をあらかじめ地方厚生（支）局長に届け出た施術所において、明細書を無償で交付する旨を施術所内に掲示し、明細書を無償で患者に交付した場合は、令和4年10月1日以降の施術分から、明細書発行体制加算として、月1回に限り、13円を算定する。

柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項（通知）抄

（9）明細書発行体制加算

ア 明細書発行体制加算は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは明細書を無償で交付する施術所である旨を別紙様式3により、明細書発行体制加算を算定する月の前月末日までに、施術所の所在地の地方厚生（支）局長に届け出た施術所において、明細書を無償で交付する旨を施術所内に掲示し、一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で患者に交付した場合に、令和4年10月1日以降の施術分から、算定できるものであること。

イ 明細書発行体制加算は、同月内においては1回のみ算定できること。なお、患者の求めに応じて明細書を1ヶ月単位で交付する場合は、一部負担金の支払いを受けた当該月又は翌月に明細書を交付することになるが、ある月に複数月分の明細書を1ヶ月単位で交付した場合であっても、明細書発行体制加算は同月内においては1回のみ算定に限ること。

ウ アの届出を行った施術所が、患者から一部負担金の支払いを受けるときに明細書を無償で交付する施術所ではなくなった場合は、速やかに、その旨を別紙様式4により施術所の所在地の地方厚生（支）局長に届け出ること。

エ 厚生労働省においては、ア及びウの届出に基づき、届出が行われた日の属する月の翌月10日頃までに、明細書を無償で交付する施術所名、届出日、所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号を厚生労働省のホームページに掲載する。（中略）

2 施術所の窓口での事務の負担軽減を考慮し、患者が一部負担金を支払う場合の10円未満の金額については、四捨五入の取扱いとすること。

また、施術所の窓口においては、10円未満の四捨五入を行う旨の掲示を行うことにより、被保険者等との間に混乱のないようにすること。

なお、保険者又は市町村（特別区を含む。）が支給する療養費又は医療費の額は、10円未満の四捨五入を行わない額であることから、患者に交付する領収証や明細書に記載された一部負担金の合計額と、柔道整復施術療養費支給申請書に記載された一部負担金の額が異なる場合があること。

Ⅲ.令和 6 年改定の基本的な考え方（案）について

1. 明細書交付義務化対象の拡大等について

別紙様式 3

(別紙様式3)

明細書無償交付の実施施術所に係る届出書

令和 年 月 日

施 術 所 名

施術所の所在地

電 話 番 号

施 術 管 理 者 名

登 録 記 号 番 号

〇〇厚生（支）局長 様
（この届出書は、地方厚生（支）局（地方厚生（支）局が所在しない都府県にあっては地方厚生（支）局都府県事務所）へ提出してください。）

当施術所は、一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付することとしましたので、届け出ます。

なお、当施術所の状況は以下のとおりです。

1. 明細書の無償交付の該当状況（ア又はイに○を記載）
※ アでもイでも明細書発行体制加算の請求は可能です。

ア 明細書の無償交付義務化の対象施術所であり、明細書の無償交付を実施する。（注1）

イ 明細書の無償交付義務化の対象施術所ではないが、明細書の無償交付を実施する。（注2）

2. 施術所の状況

(1) 明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータの使用の有無（ア又はイに○を記載）
ア 使用している
イ 使用していない

(2) 常勤職員の数
() 人

注1 明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員（柔道整復師に限らず、事務職員等も含む。）が3人以上である施術所は、明細書を無償で交付しなければならないこととされています。

注2 注1に該当しない施術所であっても、施術所の判断により、明細書の無償交付を実施する施術所とすることができます。（この場合も、明細書発行体制加算を請求できます）

注3 施術所の状況に変化があった場合（例：常勤職員数の変更等）であっても、明細書の無償交付の実施を継続する場合は、変更の届出をする必要はありません。ただし、明細書の無償交付の実施を取りやめる場合は、「明細書無償交付の実施取りやめに係る届出書」（別紙様式4）を提出してください。

注4 保険給付を適切に実施するため、本届出書に基づき、明細書を無償で交付する施術所名、本届出書の届出日、所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号を厚生労働省ホームページに掲載します。

別紙様式 4

(別紙様式4)

明細書無償交付の実施取りやめに係る届出書

令和 年 月 日

施 術 所 名

施術所の所在地

電 話 番 号

施 術 管 理 者 名

登 録 記 号 番 号

〇〇厚生（支）局長 様
（この届出書は、地方厚生（支）局（地方厚生（支）局が所在しない都府県にあっては地方厚生（支）局都府県事務所）へ提出してください。）

当施術所は、明細書の無償交付を実施する施術所として届出をしていましたが、明細書の無償交付の実施を取りやめますので、届け出ます。

なお、当施術所の状況は以下のとおりです。

1. 明細書の無償交付の該当状況（ア又はイに○を記載）

ア 明細書の無償交付義務化の対象施術所であったが、義務化の対象施術所でなくなったので、明細書の無償交付の実施を取りやめる。（注1）

イ 明細書の無償交付義務化の対象施術所ではないものの、明細書の無償交付を実施していたが、明細書の無償交付の実施を取りやめる。（注2）

2. 施術所の状況

(1) 明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータの使用の有無（ア又はイに○を記載）
ア 使用している
イ 使用していない

(2) 常勤職員の数
() 人

注1 明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員（柔道整復師に限らず、事務職員等も含む。）が3人以上である施術所は、明細書を無償で交付しなければならないこととされています。

注2 注1に該当しない施術所であっても、施術所の判断により、明細書の無償交付を実施する施術所とすることができます。（この場合も、明細書発行体制加算を請求できます）

注3 保険給付を適切に実施するため、本届出書に基づき、明細書の無償交付を取りやめた施術所名、本届出書の届出日、所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号を厚生労働省ホームページに掲載します。

Ⅲ. 令和 6 年改定の基本的な考え方（案）について

1. 明細書交付義務化対象の拡大等について

◆ 明細書無償交付の実施施術所に係る届出書の受付状況について

- ・義務化対象施術所：レセコンに明細書発行機能があり、かつ、常勤職員 3 人以上の施術所。（※地方厚生(支)局への届け出が必須）
- ・義務化対象外施術所：上記以外。（※地方厚生(支)局へ届け出すれば明細書発行体制加算の請求は可能）

明細書無償交付義務化対象施術所：明細書発行機能があるレセコンを使用している施術所であって、常勤職員3人以上である施術所

明細書無償交付届出状況（義務化対象外施術所を含む）

- ・ 協定・契約施術所：46,974か所（令和 5 年4月現在）
- ・ 地方厚生(支)局に明細書の無償交付の実施を届け出た施術所：8,671か所（18.5%）※注1（以下、令和 5 年11月末時点）
- ・ そのうち、義務化対象施術所：5,696か所（65.7%）※注2
- ・ 義務化対象外施術所：2,975か所（34.3%）※同上

また、明細書無償交付届出施術所（義務化対象外施術所を含む）8,671か所において、

- ・ 常勤 3 人以上で届け出ている施術所：5,700か所（65.7%）※注2
- ・ 常勤 2 人以上で届け出ている施術所：7,005か所（80.8%）※同上
- ・ 上記を踏まえれば、常勤 2 人施術所：1,305か所（15.1%）※同上
- ・ 同、常勤 1 人施術所：1,666か所（19.2%）※同上
- ・ 1 施術所当たりの平均常勤職員数：3.34人 となる。

なお、上記の義務化対象外施術所2,975か所において、

- ・ レセコンを設置している施術所は：2,849か所（95.8%）※注3 となっている。

※注1 令和 5 年4月現在の受領委任施術所に対する割合 ※注2 明細書無償交付届出施術所に対する割合 ※注3 義務化対象外施術所に対する割合

現時点の届け出状況は、

- 受領委任（協定・契約）施術所の約19%が、明細書無償交付の届け出を行っている。
- 受領委任（協定・契約）施術所の約12%が、明細書無償交付義務化対象施術所となる。
- 明細書無償交付届出施術所における常勤 3 人以上施術所の約99%は、レセコンを設置している。
- 明細書無償交付届出施術所（義務化対象外施術所を含む）全体の約98%は、レセコンを設置している。

Ⅲ.令和 6 年改定の基本的な考え方（案）について

1. 明細書交付義務化対象の拡大等について

- ◆ 令和4年度に施術所のレセコン導入状況、導入しない理由、職員数、明細書交付頻度、交付業務負担等を調査について
柔道整復療養費に係る明細書発行義務化等の実施状況等（柔道整復施術所におけるレセコンの導入状況、明細書の交付頻度及び交付業務負担等）に関し、療養費の受領委任を実施している施術所に対して調査を行った。

調査対象及び調査内容等の概要

区分	1 柔道整復施術所の明細書交付状況に関する実態調査	2 柔道整復施術所のレセコン導入状況及び療養費の支給申請等に関する実態調査
調査対象	柔道整復施術所 約 6, 0 0 0 施術所 ※「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成 2 2 年 5 月 2 4 日付け保発 0 5 2 4 第 2 号）に基づき、地方厚生（支）局長及び都道府県知事により受領委任の取扱いの登録又は承諾を受けている施術管理者の中から無作為に抽出	
調査内容	1 - 1 施術所職員数（施術管理者も含む。）	2 - 1 受領委任契約形態
	1 - 2 明細書の交付頻度	2 - 2 レセコンの導入状況等
		2 - 3 施術録の作成に係るシステム
		2 - 4 柔道整復療養費申請書の請求方法等
調査方法	回答専用サイトによるWEB調査	

【回答状況】

1 柔道整復施術所の明細書交付状況に関する実態調査

- ・ 回答：1,993施術所（有効回答率：34.23%）

2 レセコン導入状況及び療養費の支給申請等に関する実態調査

- ・ 回答：2,337施術所（有効回答率：40.14%）

※無効（宛先不明等）：179施術所

Ⅲ. 令和 6 年改定の基本的な考え方（案）について

1. 明細書交付義務化対象の拡大等について

- 令和4年度施術所のレセコン導入状況、導入しない理由、職員数、明細書交付頻度、交付業務負担等の調査等について
- ・ アンケート調査結果の主な概要等については、以下のとおり。

施術所の職員数等に関する回答概要

調査回答施術所：1,993か所（※有効回答施術所）

- ・ 常勤 3 人以上と回答した施術所 : 594か所 (29.8%) ※注1
- ・ 常勤 2 人以上と回答した施術所 : 1,218か所 (61.1%) ※注1
- ・ 上記を踏まえれば、常勤 2 人施術所 : 624か所 (31.3%) ※注1
- ・ 同、常勤 1 人施術所 : 775か所 (38.9%) ※注1
- ・ 1 施術所当たりの平均常勤職員数 : 2.43人 (中央値2.0人) となり、
となる。

※注1 有効回答施術所数に占める割合。

明細書の交付頻度等に関する回答①

調査回答施術所：1,993か所（※有効回答施術所）

- ・ 明細書の交付実績ありと回答した施術所 : 857か所 (43.0%) ※注1
- ・ 明細書発行体制加算を請求した施術所 : 220か所 (11.0%) ※注1

また、交付実績ありと回答した857施術所に交付機器及び交付時期を尋ねたところ

- ・ 毎回交付していると回答した施術所 : 365か所 (42.6%) ※注2
- ・ 1 月分をまとめて交付と回答した施術所 : 184か所 (21.5%) ※注2
- ・ その他（自由記載）※注3に回答した施術所 : 223か所 (26.0%) ※注2

※注3 その他（自由記載）の主な記載概要

- ・ 毎回発行、毎月 1 月分まとめて発行の両方
- ・ 患者の希望により決めている
- ・ 該当があれば毎回交付
- ・ 貰っても必要無いと言われる時があるので聞いてから交付
- ・ 初回は全員に発行、2 回目以降拒否された方には交付しない

さらに、交付実績ありと回答した857施術所に明細書の交付方法等について尋ねたところ

- ・ レセコンにより交付と回答した施術所 : 711か所 (83.0%) ※注2
- ・ 手書きによる交付と回答した施術所 : 54か所 (6.3%) ※注2

その様式は、

- ・ 明細・領収書（混合）様式により交付と回答した施術所 : 609か所 (71.1%) ※注2
- ・ 明細書様式により交付と回答した施術所 : 206か所 (24.0%) ※注2 であった。

※注1 有効回答施術所数に占める割合 ※注2 明細書の交付実績あり施術所に占める割合

Ⅲ. 令和 6 年改定の基本的な考え方（案）について

1. 明細書交付義務化対象の拡大等について

明細書の交付頻度等に関する回答②

なお、1 施術所当たりの平均交付枚数については、

- 857 施術所が回答した明細書交付枚数の合計が 100,637 枚／月（令和 4 年 10 月分）であったため、
- 単純に割り戻した場合、1 施術所当たり 117 枚／月程度となる。

明細書の交付作業等に関する回答

調査回答施術所：832 か所（※有効回答施術所）

- 明細書はレセコンソフトが自動作成と回答した施術所：617 か所（74.2%）※注1
- 明細書はレセコンに必要事項を入力して作成と回答した施術所：117 か所（14.1%）※注1
- 明細書は手書き作成と回答した施術所：44 か所（5.3%）※注1

さらに、明細書の主な作成者について尋ねたところ

- 施術管理者が作成と回答した施術所：615 か所（73.9%）※注1
- 柔整師以外の職員が作成と回答した施術所：138 か所（16.6%）※注1
- 施術管理者以外の柔整師が作成と回答した施術所：56 か所（6.7%）※注1 の順で回答が多かった。

なお、患者一人に係る明細書作成時間について尋ねたところ（※有効回答施術所：1,473 か所）

- 0～5 分（60%）、5 分～10 分（30%）、10 分～15 分（7%）、15 分以上（3%） の順で回答が多かった。

また、明細書作成に時間を要する事務処理については、（※有効回答施術所：1,509 か所）

- レセコン等への必要事項の入力と回答した施術所：745 か所（49.4%）※注1
- 特にないと回答した施術所：571 か所（37.8%）※注1 が多い回答であった。

※注1 有効回答施術所数に占める割合

Ⅲ.令和 6 年改定の基本的な考え方（案）について

1. 明細書交付義務化対象の拡大等について

レセプトコンピュータの導入状況等に関する回答

調査回答施術所：2,337か所（※有効回答施術所）

- ・ レセコンを設置していると回答した施術所 : 2,234か所（95.6%）※注1
- ・ レセコンを設置していないと回答した施術所 : 94か所（4.0%）※注1
- ・ レセコンに明細書発行機能が付与されていると回答した施術所：2,092か所（89.5%）※注1

上記、調査回答施術所の中で、義務化対象施術所の可否について回答した1,916施術所において、

- ・ 義務化対象施術所と回答した施術所 : 394か所（20.1%）※注2
- ・ そのうち、レセコンを設置していると回答した施術所：うち、385か所（97.7%）
- ・ 義務化対象外施術所と回答した施術所 : 1,522か所（77.6%）※注2
- ・ そのうち、レセコンを設置していると回答した施術所：うち、1,472か所（96.7%）

なお、レセコンを設置していないと回答した94施術所にその理由を尋ねたところ【※複数回答可】

- ・ 設置・維持管理等に経済的負担が発生するため : （31%）※注3
- ・ 現行の事務処理の方が効率的なため : （27%）※注3
- ・ PCでの事務処理が不慣れなため : （18%）※注3
- ・ レセコン導入のメリットが不明なため : （13%）※注3

の順で回答が多かった。

※注1 有効回答施術所数に占める割合 ※注2 義務化対象の可否回答に占める割合 ※注3 複数回答全体に占める割合

Ⅲ.令和 6 年改定の基本的な考え方（案）について

1. 明細書交付義務化対象の拡大等について

◆明細書無償交付の実施施術所に係る届出書の受付状況

◆施術所のレセコン導入状況、導入しない理由、職員数、明細書交付頻度、交付業務負担等のアンケート調査をまとめれば

区分	結果のとりまとめ
職員数	無償交付届出施術所の約65%が常勤3人以上施術所（3.34人/1か所）であり、明細書無償交付を届け出た施術所の多くが義務化対象施術所となるため必然的に3人以上の施術所が多くなるが、 <u>アンケートに回答した施術所の約70%が常勤2人以下施術所</u> （2.43人/1か所）であることを踏まえれば、現在、明細書の無償交付を届け出していない施術所（約8割）の多くは、常勤2人以下の施術所であることが推測される。
明細書交付頻度等	施術所に占める明細書無償交付の割合は、 <u>届出状況は受領委任施術所の約18%、アンケートでは回答施術所の約11%</u> （請求実績あり）となっている。なお、 <u>1施術所当たりの請求実績等は令和5年度療養費頻度調査により判明することとなるが、アンケートによれば明細書を交付している施術所が施術のたびに患者に交付している割合は約48%であり、約半数以上の施術所は月1回まとめたの交付か、患者から依頼された場合に交付、施術のたびと月1回が混在する等の回答であった。</u>
交付業務負担等	上記と同様に <u>1施術所当たりの請求実績等は令和5年度療養費頻度調査により判明することとなるが、アンケートによれば、レセコンによる明細書交付が約83%で、手書き交付は約6%程度</u> の回答であった。また、 <u>1施術所当たりの明細書交付枚数の概数は約117枚であり、明細書1枚の作成にかかる時間は、約90%の施術所が10分未満であると回答している。</u>
施術所のレセコン導入状況	届出状況では、 <u>明細書無償交付届出施術所（義務化対象外施術所を含む）の約98%はレセコンを設置</u> しており、 <u>アンケートにおいても約96%の施術所がレセコンを設置</u> していると回答している。
導入しない理由	アンケートにおいて、 <u>レセコンを設置していないと回答した施術所は約4%</u> であったが、そのうち <u>約31%が経済的理由で設置していない旨を回答</u> している。ただし、設置しない理由に関する回答の半数以上は、現行事務処理の方が慣れており効率的である旨や、レセコンのメリットが不明等である旨などの経済的理由以外の理由を回答であった。

Ⅲ. 令和 6 年改定の基本的な考え方（案）について

1. 明細書交付義務化対象の拡大等について

- ◆ 令和6年度改定において、調査結果や改定財源を踏まえ、明細書発行体制加算の算定回数、額及び明細書の義務化の対象拡大、交付回数について検討し結論を得る。

厚生局への届出状況、アンケート結果及び令和 5 年度療養費頻度調査結果並びに改定財源を踏まえ、

- 明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員が 3 人以上である施術所

→ 明細書交付義務化対象施術所の範囲拡大についてどう考えるか

- 明細書を無償で患者に交付した場合は、令和 4 年10月 1 日以降の施術分から、明細書発行体制加算として、月 1 回に限り、13円を算定する。

→ 明細書発行体制加算の算定回数拡大及び算定額についてどう考えるか

- 患者から一部負担金等の費用の支払いを受けるごとに交付することが原則であること。ただし、患者の求めに応じて 1 ヶ月単位でまとめて交付することも差し支えないこと。

→ 交付（交付回数）の拡大等についてどう考えるか

- ◆ 併せて、その検討状況等を踏まえ、令和6年度改定において、保険者による受領委任払いの終了手続きを含めた取扱い（保険者単位の償還払いへの変更）についても検討し結論を得る。

→ 明細書交付の義務化対象拡大案等を踏まえてどう考えるか

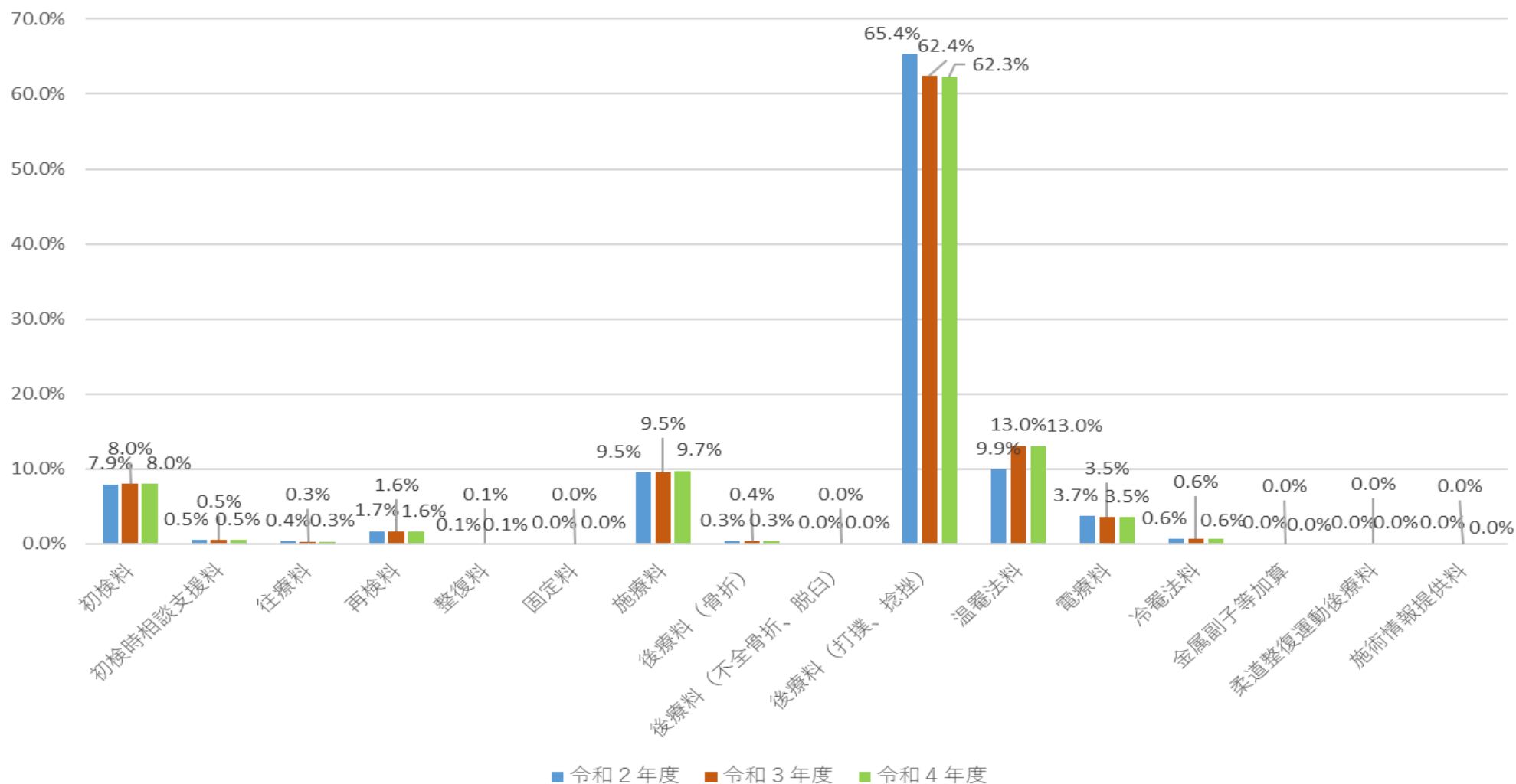
Ⅲ. 令和 6 年改定の基本的な考え方（案）

1. 明細書交付義務化対象の拡大等について

2. 患者ごとに償還払いに変更できる事例の追加について

柔道整復療養費の算定構造の割合（過去3カ年の対比）

○ 過去3カ年では、後療料（打撲及び捻挫）の割合が減少し、温電法料が増加している。



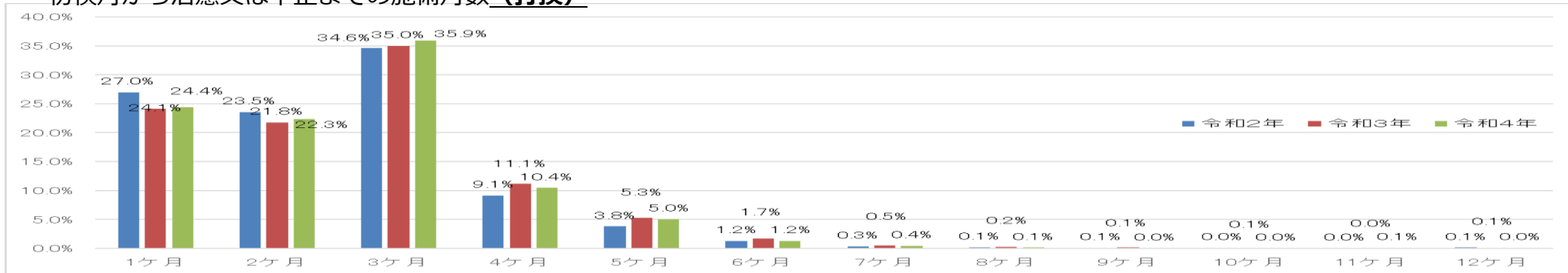
※ 以下の抽出率にしたがい抽出した柔道整復療養費支給申請書（令和2年～令和4年の10月分）を基に分析

- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/30
- ・ 国民健康保険 1/60
- ・ 後期高齢者医療制度 1/50

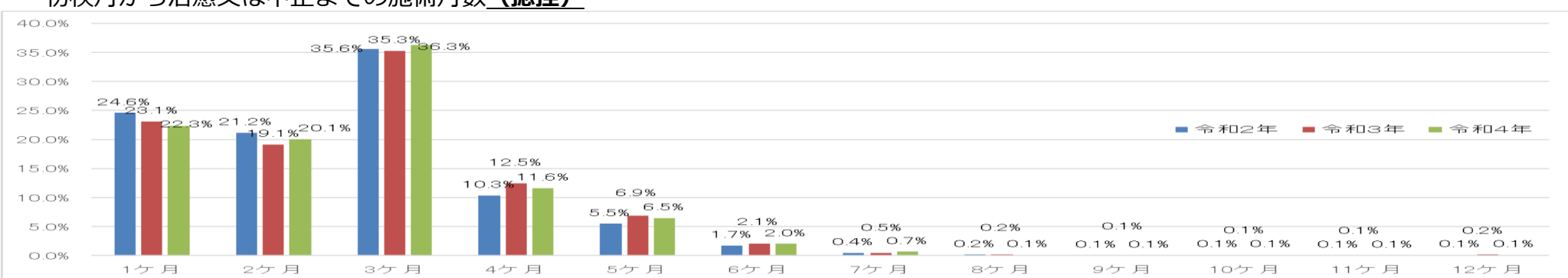
初検月から治癒又は中止までの施術月数の割合(過去3ヵ年の対比)

○ 3ヶ月施術の割合が最も高く、4ヶ月施術への減少幅が大きい、月数が増える毎に逡減する傾向は変わらない。

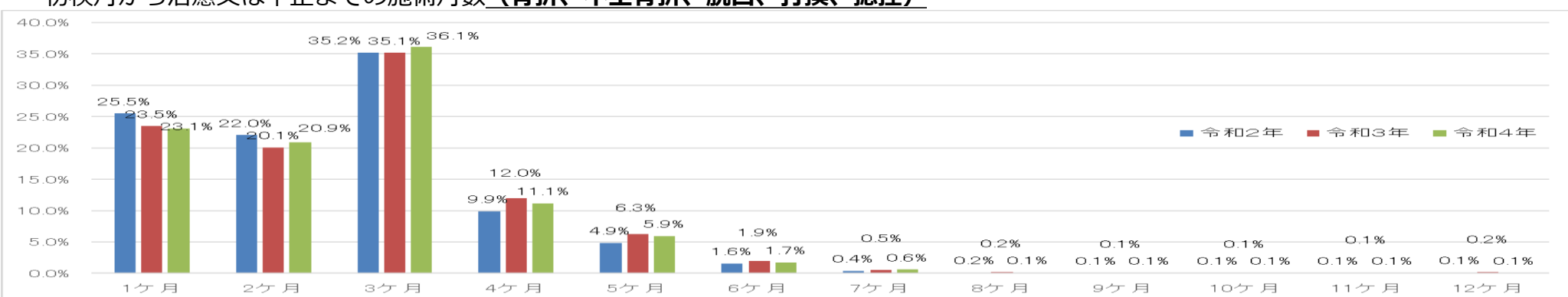
初検月から治癒又は中止までの施術月数(打撲)



初検月から治癒又は中止までの施術月数(捻挫)



初検月から治癒又は中止までの施術月数(骨折、不全骨折、脱臼、打撲、捻挫)



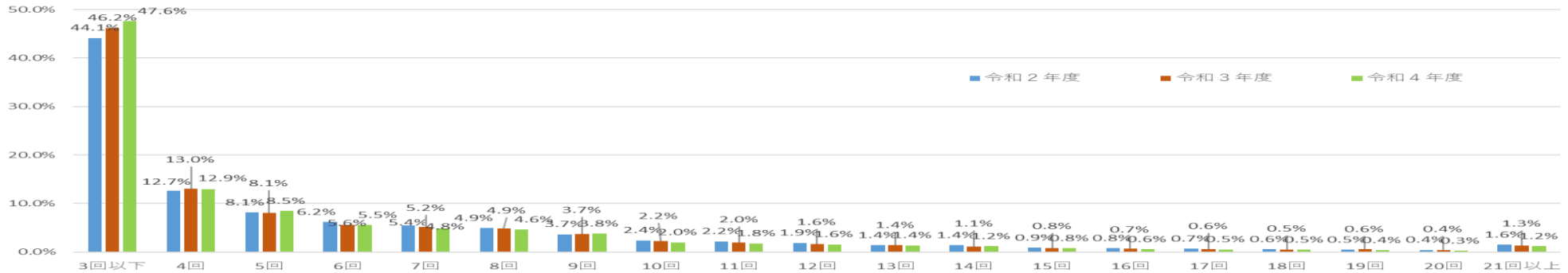
※ 以下の抽出率にしたがい抽出した柔道整復療養費支給申請書(令和2年~令和4年の10月分)を基に分析

・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/30 ・ 国民健康保険 1/60 ・ 後期高齢者医療制度 1/50

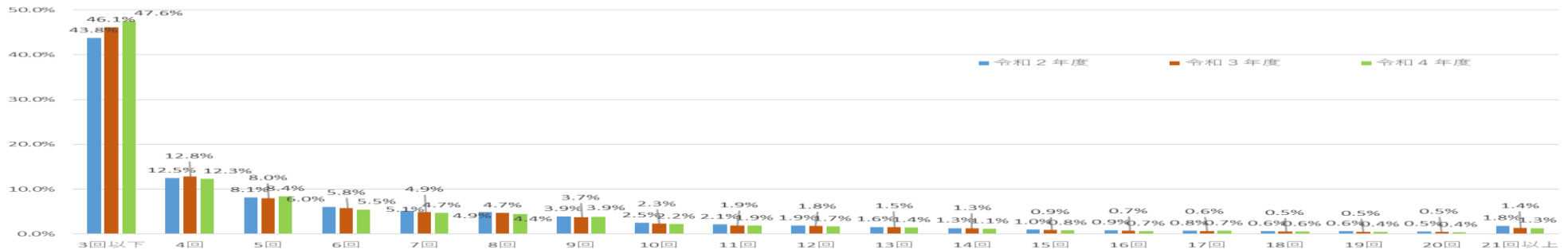
柔道整復療養費の1か月あたり施術回数別の患者割合（過去3ヵ年の対比）

○ 3 回以下の施術が全体の約半分弱で、4 回目から大きく減少し回数が増える毎に逡減していること及び10回以上の施術が全体の約 1 割強となっている傾向に変わりはない。

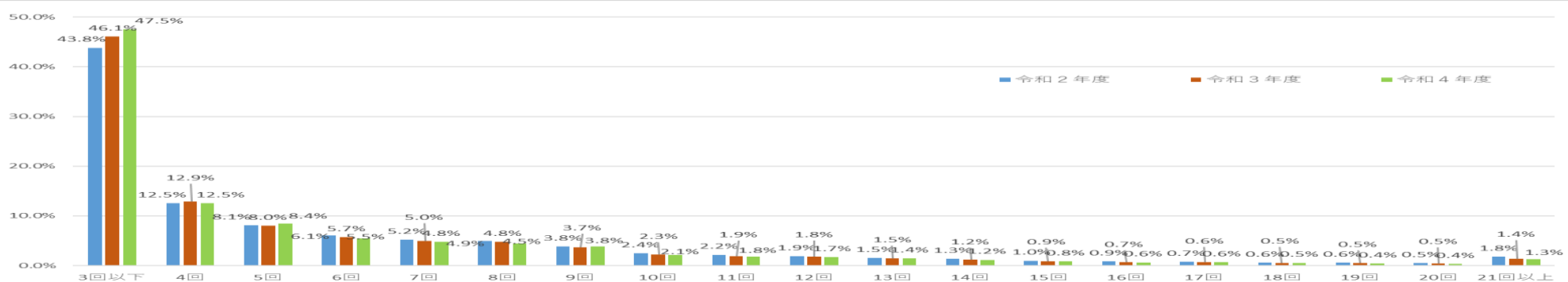
支給月における後療回数（打撲）



支給月における後療回数（捻挫）



支給月における後療回数（骨折、不全骨折、脱臼、打撲、捻挫）

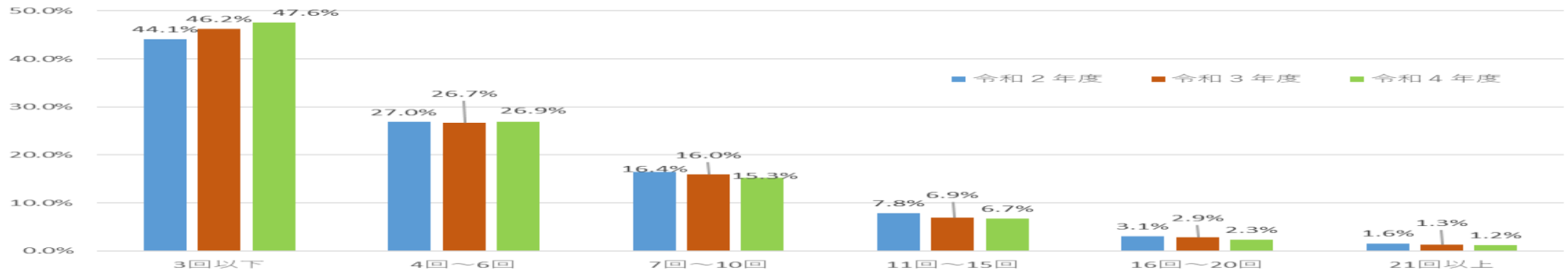


※ 以下の抽出率にしたがい抽出した柔道整復療養費支給申請書（令和2年～令和4年の10月分）を基に分析
 ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/30 ・ 国民健康保険 1/60 ・ 後期高齢者医療制度 1/50

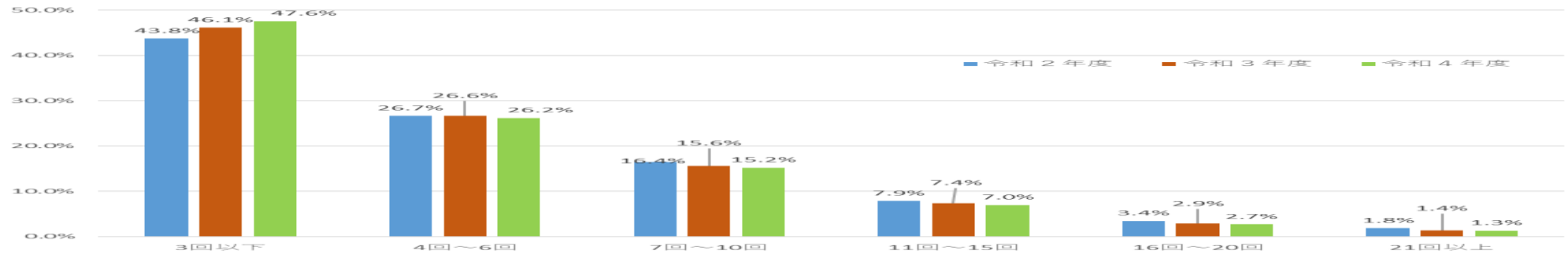
柔道整復療養費の1か月あたり施術回数別の患者割合（過去3ヵ年の対比）

○1月あたり10回以下の施術は、全体の約9割で、11回以上の施術は約1割となる傾向に変わりはない。

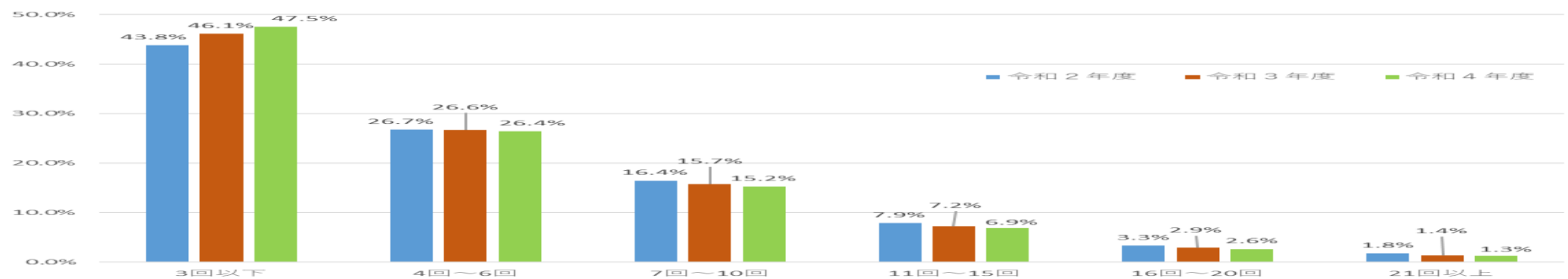
支給月における後療回数（打撲）



支給月における後療回数（捻挫）



支給月における後療回数（骨折、不全骨折、脱臼、打撲、捻挫）



※ 以下の抽出率にしたがい抽出した柔道整復療養費支給申請書（令和2年～令和4年の10月分）を基に分析
 ・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/30 ・ 国民健康保険 1/60 ・ 後期高齢者医療制度 1/50

【患者ごとに償還払いに変更できる事例について】

- ・現在すでに、柔整審査会、面接確認委員会、指導監査の仕組みがあり、これらの取組を行えば、「患者ごとの償還払いへの変更」を行う必要はないのではないか。
- ・対象患者を確認できるのは協会けんぽだけであり、他の保険者は対象患者を確認できないのではないか。
- ・不正が疑われる段階で患者を償還払いとすることは、不適当ではないか。
- ・「自家施術を繰り返し受けている患者」について、自家施術の中には、適切に施術が行われ、適切に療養費が請求されているものもあるのではないか。
- ・「保険者が繰り返し患者照会を行っても回答しない患者」について、患者照会への回答がないのは、患者照会が適切に行われていないことが問題なのではないか。平成30年5月の患者紹介についての事務連絡を再度周知すべき。
- ・「複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者」については、施術所からは分からない。
- ・「非常に長期にわたり、かつ、非常に頻度が高い施術を受けている患者」について、患者の症状・経過は様々であり、一律の期間や回数で償還払いに変更することは適切ではない。
- ・患者ごとに償還払いに戻す仕組みは事務局案に賛同。不支給の基準ではなく、患者ごとに償還払いで確認するための基準であり、長期施術は3か月超、頻回施術は月10回以上も妥当な基準。患者照会に回答しない患者も、非常に丁寧な手続きになっており、この案で本日決めるべき。受領委任協定等の規定に手続きをいれることでトラブルは生じない。
- ・柔整審査会において疑義がある支給申請はしっかり議論しているが、今回、さらに適切な医療費の支払い、限りある医療資源を適切に使っていく観点から、一定の基準で事実確認した上で、患者ごとに償還払いとする仕組みは賛成。
- ・患者ごとの償還払いは、対象者をかなり限定的にしている。患者照会に回答しない患者には、今まで有効な手段がなかったことで、患者ごとに償還払いとする案は理にかなっている。
- ・健保組合への研修や点検事業者とのヒアリングなどを行っており、点検事業者の在り方と患者ごとの償還払いは切り離して議論する必要。



○「患者ごとに償還払いに変更できる事例」について、事務局において受領委任協定・契約の改正案を作成した上で関係者と調整を行い、次回の柔整療養費検討専門委員会で議論を行うこととなった。

ご意見	患者ごとの償還払いへの変更の考え方
・ 現在すでに、柔整審査会、面接確認委員会、指導監査の仕組みがあり、これらの取組を行えば、「患者ごとの償還払いへの変更」を行う必要はないのではないか。	・ 現在の柔整審査会や面接確認委員会による審査・確認、地方厚生局長及び都道府県知事による指導監査については、主に、個々の支給申請や施術所に着目して、療養費の不正・不当な請求の是正を図る取組である。 ・ 「<u>患者ごとの償還払いへの変更</u>」については、<u>患者に着目して、療養費の適正な支給を図るための事前の取組として、その後の施術の必要性を個々に確認する必要がある患者について、一定の基準で対象となる患者を限定し、一定の手続きを行った上で、保険者が患者ごとに償還払いに変更できることとするもの</u>。現在の柔整審査会や面接確認委員会による審査・確認、地方厚生局長及び都道府県知事による指導監査を行えば、「患者ごとの償還払いへの変更」を行う必要がないというものではない。
・ 対象患者を確認できるのは協会けんぽだけであり、他の保険者は対象患者を確認できないのではないか。	・ 保険者が対象となる患者を確認した場合に、一定の手続きを行った上で、患者ごとに償還払いに変更できることとするもの。 ・ 保険者が対象となる患者を確認できない場合は、受領委任の取扱いを継続すればよいもの。
・ 不正が疑われる段階で患者を償還払いとすることは、不適當ではないか。	・ 療養費の適正な支給を図るための事前の取組として、その後の施術の必要性を個々に確認する必要がある患者について、一定の基準で対象となる患者を限定し、償還払い注意喚起通知の送付、事実関係の確認、償還払い変更通知の送付等の一定の手続きを行った上で、保険者が患者ごとに償還払いに変更できることとするものであり、適切なもの。

「患者ごとに償還払いに変更できる事例」に関する前回(1/31)の専門委員会におけるご意見に対する考え方 ②

参考

令和4年2月24日柔整療養費
検討専門委員会資料

ご意見	患者ごとの償還払いへの変更の考え方
「自家施術を繰り返し受けている患者」について、自家施術の中には、適切に施術が行われ、適切に療養費が請求されているものもあるのではないか。	- 自家施術については、療養費支給の取扱いには保険者により異なるが、施術内容、療養費支給申請書等の信頼性が客観的に確保されにくいことから、「自家施術を繰り返し受けている患者」について、一定の手続きを行った上で、その後の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられる場合に、保険者が患者ごとに償還払いに変更できることとするもの。 - 自家施術でも、適切に施術が行われ、適切に療養費が請求されており、その後の施術の必要性を個々に確認する必要がないと考えられる場合は、償還払いに変更されない。
「保険者が繰り返し患者照会を行っても回答しない患者」について、患者照会への回答がないのは、患者照会が適切に行われていないことが問題なのではないか。	「<u>保険者が繰り返し患者照会を行っても回答しない患者</u>」については、<u>患者照会を適切な時期に患者に分かりやすい照会内容で繰り返し行っても回答しない患者</u>であり、また、償還払いへの変更までに、保険者は、当該患者に対して、<u>償還払い注意喚起通知の送付、電話又は面会による事実関係の確認、償還払い変更通知の送付だけによらない電話又は面会による説明</u>を行うこととして、<u>丁寧な手続き</u>としている。 「<u>柔整療養費の被保険者等への照会について</u>」(平成30年5月24日事務連絡)について、<u>明細書の義務化に併せて改正し</u>(患者照会において、明細書の提出を求め、明細書の提出がないことのみをもって不支給決定をすることは適切ではないこと(現行の領収証と同様の取扱い))、<u>同事務連絡を再度周知</u>する。
「複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者」については、施術所からは分からない。	「複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者」については、施術所からは分からないものであり、保険者が、対象となる患者を確認した場合に、施術所に対する償還払い注意喚起通知の送付や償還払い変更通知の送付を含め、一定の手続きを行った上で、患者ごとに償還払いに変更できることとするもの。
「<u>非常に長期にわたり、かつ、非常に頻度が高い施術を受けている患者</u>」について、患者の症状・経過は様々であり、一律の期間や回数で償還払いに変更することは適切ではない。	「<u>非常に長期にわたり、かつ、非常に頻度が高い施術を受けている患者</u>」について、施術が療養上必要な範囲及び限度で行われず、長期に濃厚な施術となっているおそれがあり、患者ごとに償還払いに変更できる<u>対象患者の基準</u>については、引き続き検討することとする。

柔道整復療養費に係る患者照会等について

◎平成24年3月12日通知「柔道整復師の施術の療養費の適正化への取組について」患者調査の手法（参考例）抜粋

文書照会の実施

文書照会の選定対象とする申請書は、次のいずれか（又は「全て」）に当てはまるものとし、当てはまる申請書のうち全件（又は「〇割」）に文書照会を実施し、療養費算定基準に沿った支給申請が行われているか確認する。

- ① 多部位負傷（3部位以上）施術の申請書
- ② 長期継続（3カ月を超える期間）施術の申請書
- ③ 頻回傾向（1月当たり10～15回以上が継続する傾向がある場合）施術の申請書

・施術後文書照会まで相当期間が経過すると、患者の記憶が曖昧になり照会の意義が薄れることから、適切な時期に実施すること。

・調査票の作成に当たっては、患者にわかりやすい照会内容や記述しやすい回答欄の作成に努めること。

再照会の実施

申請書の記載内容と患者からの回答内容とが一致しなかったものなど、申請内容に疑義が生じたものについては、文書だけによらず電話又は面会により、患者に対し、再照会を行い、疑義を解消するよう十分な調査に努めること。

・再照会を行う場合には、支給決定までに多くの時間がかかることのないよう、適切な方法により対応されたいこと。

・再照会に当たっては、次の点に注意しながら、患者の立場に立って、患者にわかりやすい質問内容とすること

ア 主に文書照会にかかる回答に対して行うものとし、患者が認識していることについて、正しく把握すること

イ 保険者側の先入観や仮定の判断を踏まえた誘導的な聞き取りは行わないこと

・患者が施術を受けた施術所が、過去に同様の不正が疑われるものであった場合や、受診回数などについて、明らかに患者の回答と異なることが疑われるような場合など、患者に照会しなくても、療養費の支給に当たって、施術所に照会を行う必要があると保険者が判断した場合は、患者に再照会を行わずに、直接施術所に照会を行っても差し支えない。

施術所への照会

申請書と患者からの回答の内容とが一致しない場合は、施術所等に照会を行い、疑義を解消するよう十分な調査に努めること。

・施術所等に照会を行う場合には、照会の内容を明確にすること及び適切な方法（例えば、文書による方法のほか、電話又は施術所等に赴き、事実の確認を行うなど）による対応をされたいこと。

算定基準に合致しないことが判明した場合

不支給決定を行う

不正又は不当受給請求の疑いがある場合

地方厚生（支）局医療主管課（都道府県事務所を含む。）及び都道府県に対して、情報提供を行うこと

Ⅲ. 令和 6 年改定の基本的な考え方（案）について

2. 患者ごとに償還払いに変更できる事例の追加について

◆「患者ごとに償還払いに変更できる事例」における「非常に長期にわたり、かつ、非常に頻度が高い施術を受けている患者」の取扱いについて、引き続き、長期施術・頻回施術等のデータ分析を行い、データや「患者ごとに償還払いに変更できる事例」の施行状況等を踏まえ、令和6年改定において検討する。

① 受領委任協定・取扱規程（通知）抄

第9章 患者ごとの償還払いへの変更

（保険者等の行う通知・確認等）

46 保険者等が、患者ごとに施術の必要性を個々に確認する必要があると合理的に認めた場合については、保険者等は、次に掲げる事項を実施することにより、当該患者に対する施術について受領委任の取扱いを中止し、当該患者が保険者等に療養費を請求する取扱い（以下「償還払い」という。）に変更することができること。なお、患者ごとに償還払いに変更した場合に当該患者が保険者等に療養費を請求するときの申請書の様式は、様式第5号の2とすること。

(1) 保険者等は、被保険者及び被扶養者に対して、患者ごとの償還払いへの変更の対象となる患者類型等について予め周知すること。

(2) 保険者等は、以下に該当すると考えられる患者について、当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対して、**償還払い注意喚起通知**（様式第9号及び第9号の2を標準とする。）を送付すること。

① 自己施術（柔道整復師による自身に対する施術）に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者

② 自家施術（柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術）を繰り返し受けている患者

③ 保険者等が、患者に対する35の照会を適切な時期に患者に分かりやすい照会内容で繰り返し行っても、回答しない患者

④ 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者

(3) 保険者等は、(2)の対象患者について、償還払い注意喚起通知を送付した月の翌月以降に、同様の施術及び療養費の請求が行われ、なお(2)①から④までのいずれかに該当すると考えられる場合は、事実関係を確認するため、当該患者に対し、文書等により、施術内容、回数、実際に施術を受けているか、外傷によるものなのか等の説明を求めること。なお、(2)③に該当する患者については、保険者等は、文書だけによらず、電話又は面会により、当該患者に対し、照会に回答しない理由とともに、施術内容、回数、実際に施術を受けているか、外傷によるものなのか等の説明を求めること。

(4) 保険者等は、(3)の対象患者について、(3)の確認の結果、状況が改善されないなど、なお(2)①から④までのいずれかに該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられる場合は、当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対して、**償還払い変更通知**（様式第10号及び第10号の2を標準とする。）を送付すること。また、保険者等は、当該患者に対して、償還払い変更通知が到着した月の翌月以降に施術を受ける場合は、償還払い変更通知を施術所に提示するとともに、施術所に施術料金を全額支払った上で、自身で保険者等に療養費の請求を行うよう指導すること。なお、(2)③に該当する患者については、保険者等は、償還払い変更通知の送付だけによらず、電話又は面会により、当該患者に対し、償還払いに変更となること、施術を受ける場合は施術所に償還払い変更通知を提示すること等を説明すること。

(5) 保険者等は、(2)①に該当する患者については、(2)及び(3)の手続きを経ることなく、当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対して、(4)の償還払い変更通知を送付することができること。

Ⅲ.令和 6 年改定の基本的な考え方（案）について

2. 患者ごとに償還払いに変更できる事例の追加について

②受領委任協定・取扱規程（通知）抄

（償還払いの実施）

47 保険者等は、46(4)の対象患者について、償還払い変更通知が当該患者に到着した月の翌月以降に行われる施術については、受領委任の取扱いを中止し、償還払いに変更すること。

48 46(4)の償還払い変更通知が到着した施術所の施術管理者は、償還払い変更通知に記載された対象患者について、償還払い変更通知が到着した月の翌月以降に行う施術については、受領委任の取扱いを中止し、当該患者から施術料金を全額徴収した上で、当該患者が保険者等に療養費の請求を行うための申請書の施術内容欄及び施術証明欄に必要な記載を行い、当該患者に手交すること。

49 46(4)の償還払い変更通知が到着していない施術所の施術管理者は、患者が償還払い変更通知を提示した場合は、当該患者に行う施術については、受領委任の取扱いを中止し、当該患者から施術料金を全額徴収した上で、当該患者が保険者等に療養費の請求を行うための申請書の施術内容欄及び施術証明欄に必要な記載を行い、当該患者に手交すること。

50 46(4)の償還払い変更通知が到着していない施術所において、償還払いに変更となった患者が償還払い変更通知を提示しなかったことにより、当該患者に対する施術について、施術管理者が保険者等に療養費の請求を行った場合は、保険者等は、当該施術管理者に対して、当該患者が償還払いに変更となっていることを通知するとともに、当該通知が到着した月までに行われた施術については、受領委任の取扱いによって、当該施術管理者に療養費を支払うこと。

（受領委任の取扱いの再開）

51～53（略）

疑義解釈 令和 4 年3月22日 医療課事務連絡 抄

（問1）患者ごとの償還払いへの変更について、趣旨は何か。

患者ごとの償還払いへの変更については、個々の支給申請や施術所に着目した療養費の不正・不当な請求の是正を図る取組とは異なり、患者に着目した療養費の適正な支給を図るための事前の取組として、その後の施術の必要性を個々に確認する必要がある患者について、一定の基準で対象となる患者を限定し、一定の手続きを行った上で、保険者又は後期高齢者医療広域連合が患者ごとに償還払いに変更できることとするものである。

Ⅲ. 令和 6 年改定の基本的な考え方（案）について

2. 患者ごとに償還払いに変更できる事例の追加について

「患者ごとに償還払いに変更できる事例」の施行状況等について

保険者等による「患者ごとの償還払いへの変更」の取扱いについては、「柔道整復師の施術に係る療養費について（令和 4 年 3 月 22 日付保発 0322 第 4 号。一部改正 令和 4 年 6 月 1 日施行）において定められたところであり、保険者等が患者ごとに施術の必要性を個々に確認する必要があると合理的に認めた場合については、当該患者に対する施術について受領委任の取扱いを中止し、償還払いに変更することができることとされた。

※償還払いへの変更に係る主な事務手続き等は以下のとおり

- 保険者等は、被保険者及び被扶養者に対して、患者ごとの償還払いへの変更の対象となる患者類型等について予め周知
- 以下に該当すると考えられる患者について、当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対して、**償還払い注意喚起通知**（様式第 9 号及び第 9 号の 2 を標準とする。）を送付することとされている。

- ① 自己施術（柔道整復師による自身に対する施術）に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者
- ② 自家施術（柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術）を繰り返し受けている患者
- ③ 保険者等が、患者に対する 35【※注】の照会を適切な時期に患者に分かりやすい照会内容で繰り返し行っても、回答しない患者
- ④ 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者

※注「35 保険者等は、療養費の支給を決定する際には、適宜、患者等に施術の内容及び回数等を照会して、施術の事実確認に努めること。【後略】」

- 償還払い注意喚起通知**を送付した月の翌月以降に、同様の施術及び療養費の請求が行われ、なお①から④までのいずれかに該当すると考えられる場合は、事実関係を確認するため、当該患者に対し、文書等により、施術内容、回数、実際に施術を受けているか、外傷によるものなのか等の説明を求めること

- 確認の結果、状況が改善されないなど、なお①から④までのいずれかに該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられる場合は、当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対して、**償還払い変更通知**（様式第 10 号及び第 10 号の 2 を標準とする。）を送付すること。
- 保険者等は、償還払い変更通知が当該患者に到着した月の翌月以降に行われる施術については、受領委任の取扱いを中止し、償還払いに変更すること

Ⅲ. 令和 6 年改定の基本的な考え方（案）について

2. 患者ごとに償還払いに変更できる事例の追加について

- ◆ 引き続き、長期施術・頻回施術等のデータ分析を行い、データや「患者ごとに償還払いに変更できる事例」の施行状況等を踏まえ、令和6年改定において検討

長期施術・頻回施術等のデータ分析について

- **施術傾向について**

長期・頻回それぞれの施術傾向について、骨折、打撲、捻挫等の請求区分別の差は見られない。
また、過去3年間の施術傾向を比べた場合、コロナ禍の令和2年度を含め、年度による施術傾向に差は見られない。

- **長期施術について**

療養費請求の約8割は初検から治癒等まで3ヶ月以内の施術となり、残りの約2割が4ヶ月以上の施術となっている。
「3ヶ月施術」と「4ヶ月施術」の割合は、他の4ヶ月以上施術の対比と比べて大きな減少幅となっている。

- **頻回施術について**

療養費請求の約5割は初検から治癒等まで3回以下の施術となり、残りの約5割が4回以上の施術となっている。
「3回以下施術」と4回以上の施術それぞれの割合は、施術回数が増えるごとに、ある程度一定の減少幅となっている。

- 調査結果において、3ヶ月以内施術が約8割であり、4ヶ月以上の施術から療養費請求が大きく減少していることについてどう考えるか
- 調査結果において、1ヶ月の施術回数3回以下が約5割、4回から10回が約4割、11回以上が約1割であることについてどう考えるか
- 療養費支給申請書への長期施術継続理由書の添付義務や、患者調査の選定対象基準例が、長期継続（3ヶ月を超える期間）、頻回傾向（1月あたり10回～15回以上が継続する傾向）であることについてどう考えるか

償還払い変更事例等の施行状況について

- 制度は令和4年6月施行であり、被保険者等への周知や事務手続きに係る期間を勘案すれば、実際に償還払い変更通知を施術所等に送付するまでには、早いものでも施行から数か月を要すると思われる。
- 患者ごとの償還払いの実施については保険者が判断するものであり、その実績については保険者等が把握しているが、現時点において保険者等毎の施行状況を取りまとめたものはない。

- 施行状況等を踏まえ、償還払いの対象患者の範囲を決定することについてどう考えるか